

目黒区一般廃棄物処理基本計画

【2024（令和6）年度～2033（令和15）年度】

素案

2023（令和5）年11月

目 黒 区

目黒区リサイクル推進都市宣言

(平成5年5月30日、目黒区告示第147号)

多くの生命（いのち）が息づき

自然のめぐみを与えてくれる地球

その地球は今

わたしたち人間の営みによって

あえいでいます

限りある地球資源と

かけがえのない地球環境を

より豊かにして

未来へ手渡すために

本当に必要なものを

必要な量だけ使う暮らし

資源を大切にすくらし

そうした暮らしを目黒区は広げていきます

ここに、環境と人間が調和したリサイクル型社会を、たがいに力を
合わせて実現していく、リサイクル推進都市であることを宣言しま
す。

<目次>

第1章 計画の概要.....	1
1 一般廃棄物処理基本計画とは.....	1
2 本計画の位置づけ.....	2
3 世界・国・都の動向.....	4
4 計画期間と目標年次.....	6
5 計画の対象となる廃棄物.....	7
6 計画の進行管理.....	8
第2章 清掃・リサイクル事業を取り巻く現状と課題.....	9
1 区の地域的特徴.....	9
2 ごみ処理の現状.....	14
3 主な課題.....	25
第3章 基本的な考え方と目標.....	29
1 基本理念.....	30
2 基本方針.....	30
3 計画目標.....	31
第4章 個別施策.....	36
1 区民・事業者との連携推進.....	37
2 2Rの推進とリサイクル.....	41
3 適正処理の推進.....	43
第5章 食品ロス削減推進計画.....	45
1 計画の背景.....	45
2 食品ロスの現状と課題.....	45
3 基本理念.....	48
4 進捗状況を評価する指標.....	48
5 個別施策.....	49
6 区民・事業者の役割と行動.....	50
第6章 生活排水(し尿等)処理基本計画.....	52

第1章 計画の概要

1 一般廃棄物処理基本計画とは

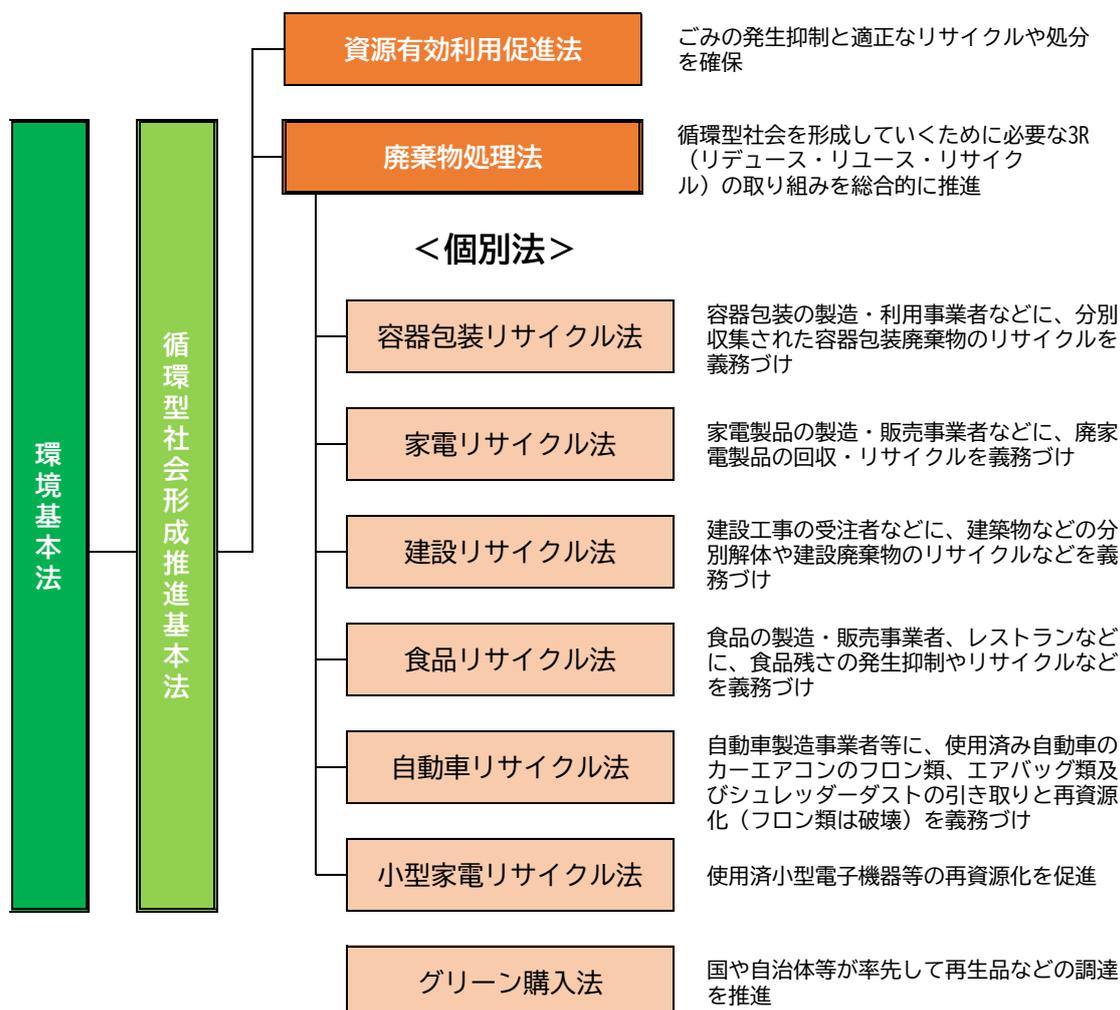
一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項の規定及び「目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例」に基づき一般廃棄物の適正な処理を進めるため、長期的な視点に立ち、区市町村がその基本方針を明確にするものです。

廃棄物処理法では、一般廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分の全てを区市町村が担うこととなっていますが、特別区においては、区が収集・運搬、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」といいます。）が中間処理（清掃工場の運営管理）、東京都が最終処分を行うという役割分担を行っていることから、区が策定する一般廃棄物処理基本計画については、役割を踏まえた計画内容としています。

また、同時に、国や関連法、東京都の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」や、清掃一組が策定する「東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画」との整合性を持った計画として策定するものです。

この計画に関連する環境関連法の体系は、以下のとおりです。

図 環境関連法の位置づけ



※環境省資料を基に作成

2 本計画の位置づけ

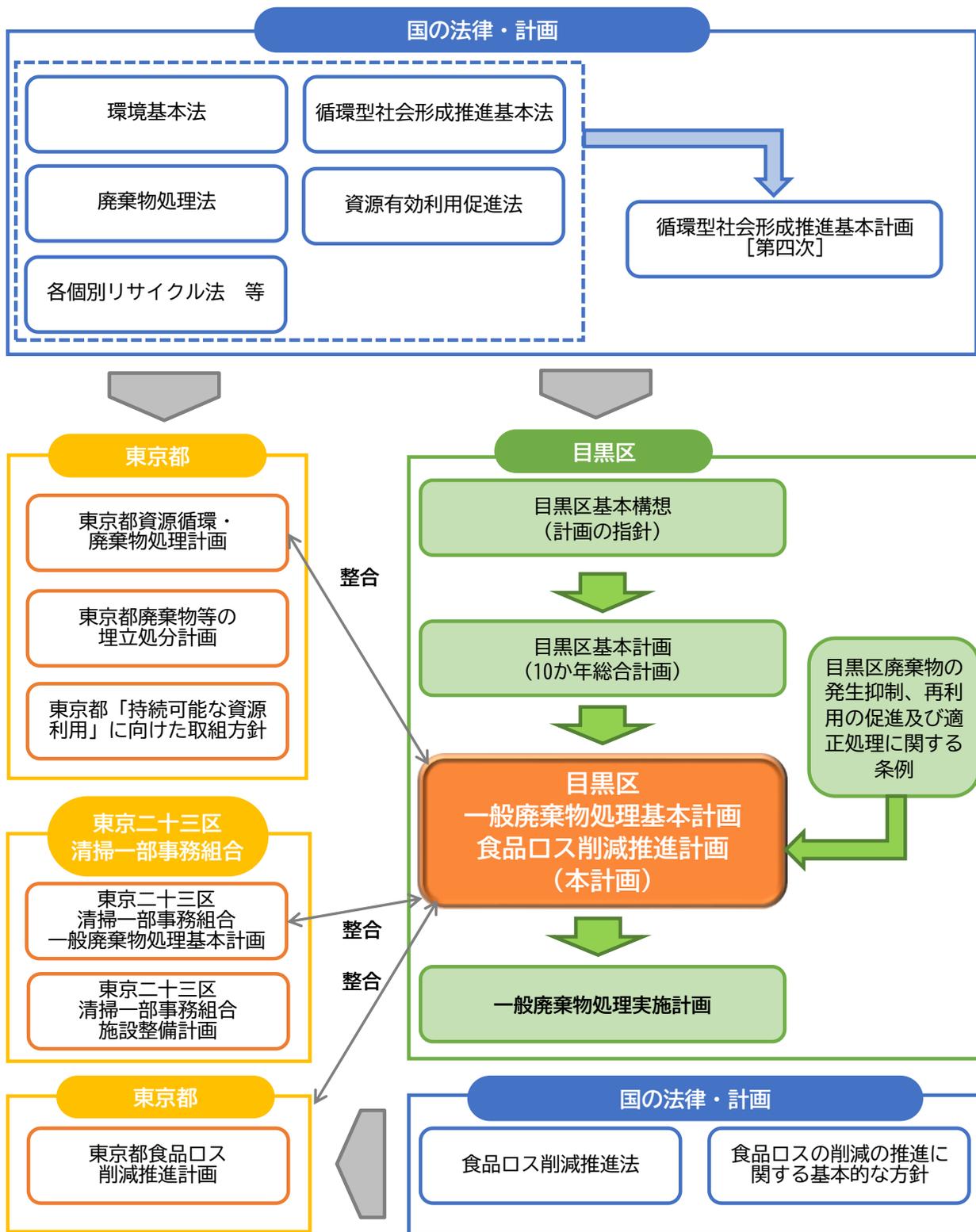
一般廃棄物処理基本計画は、国や都、清掃一組の関係計画との関連性を有するとともに、区の長期計画の補助計画として位置づけられています。長期的視点に立って一般廃棄物処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、その基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画があります。

本計画は、このうちの基本計画に当たり、長期的視点から目黒区の一般廃棄物に関する施策の方向性を示します。

一般廃棄物は「ごみ」と「生活排水（し尿等）」に分類されるため、「生活排水（し尿等）処理基本計画」を包含するものとします。また、令和元(2019)年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)」が施行されたことから、同法第13条第1項に基づく市町村食品ロス削減推進計画をあわせて策定します。

特別区は、「ごみ」の収集・運搬を「区」、中間処理を「清掃一組」、最終処分を「東京都」が担っているため、関係計画との整合及び連携が必要となります。

図 一般廃棄物処理計画の位置づけ



3 世界・国・都の動向

(1) 世界の動向

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで、平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標として、「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されました。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

廃棄物・資源循環分野においても、主にゴール 12「つくる責任つかう責任」で生産と消費を持続可能な方法で行うこと、ゴール 13「気候変動に具体的な対策を」で廃棄物処理による二酸化炭素の排出を抑制すること、ゴール 14「海の豊かさを守ろう」でプラスチックごみによる海の汚染を軽減することなどが関連付けられます。

我が国では、「SDGs 実施指針改定版」において、各主体は「計画や戦略、個別の施策の策定や実施に際し、SDGs の要素を最大限反映」することとしており、清掃リサイクル事業においても、SDGs を踏まえた取組が求められています。

プラスチックごみに関しては、世界経済フォーラム年次総会 (ダボス会議) でも議論され、平成 28 (2016) 年 1 月の会議において、海洋に流出しているプラスチックごみの量は、世界全体で年間 800 万トンあり、このまま対策を講じなければ、令和 32 (2050) 年には魚の重量を上回ると警鐘を鳴らしました。これにより、プラスチックごみに対する国際的な関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっています。

また、令和元 (2019) 年 5 月のバーゼル条約第 14 回締約国会議 (COP14) で、プラスチックによる深刻な海洋汚染問題に対応するため、バーゼル条約 (有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する条約) が改正され、規制対象物に「汚れたプラスチックごみ」が追加されました。令和 3 (2021) 年 1 月の発効により、廃プラスチックの国外輸出が厳しくなっていくと考えられ、各国が国内の処理体制を整えていくことが必要となります。

気候変動問題に関しては、平成 28 (2016) 年 11 月、温室効果ガス排出削減のための新たな国際的な枠組みとして「パリ協定」が発効しました。パリ協定では、産業革命以前からの世界の平均気温の上昇を 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることが、世界共通の目標として掲げられています。

(2) 国の動向

国は、プラスチックごみに関しては、バーゼル条約の改正を受けて、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令」を令和 2 (2020) 年 10 月 1 日に改正 (令和 3 (2021) 年 1 月 1 日施行) し、プラスチックの廃棄物を規制対象に追加しています。

気候変動問題に関しては、パリ協定を受けて「令和 32 (2050) 年までにカーボンニュートラルの実現を目指す」と宣言し、令和 3 (2021) 年 10 月の閣議決定で「地球温暖化対策計画」を改定し、温室効果ガスの排出量を令和 12 (2030) 年までに平成 25 (2013) 年度の水準から 46%削減し、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けていくことを表明

しています。廃棄物・資源循環分野においては、廃棄された食品や化石燃料由来のプラスチックを焼却することが、温室効果ガスである二酸化炭素の排出につながることから、食品ロス削減やプラスチック削減が重要な課題とされています。

また、平成 30 (2018) 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し「持続可能な社会づくりとの統合的取組」として、環境的側面・経済的側面・社会的側面を統合的に向上することを掲げており、概ね令和 7 (2025) 年までに国が講ずべき施策を示しています。施策の実行により、誰もが持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界を目指します。

食品ロスに関しては、この基本計画において家庭系及び事業系の食品ロスを令和 12 (2030) 年度までに平成 12 (2000) 年度比で半減するとの目標を掲げています。さらに、令和元 (2019) 年 10 月「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、国の基本方針や都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて、区市町村は「食品ロス削減推進計画」を策定するよう努めなければならないとしています。さらに、令和 2 (2020) 年 3 月に行政、事業者、消費者等の取組の指針となるものとして「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を策定し、各々の主体がそれぞれの立場で、食品ロスの問題を「他人事」ではなく、「我が事」として捉え、行動に移すことを促進しています。

プラスチックごみに関しては、令和元 (2019) 年 5 月にプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。この戦略は、「3R+Renewable」を基本原則とし、6つのマイルストーン(目指すべき方向性)を掲げています。この戦略の実現に加えて、プラスチックを取り巻く問題に対応していくため、令和 4 (2022) 年 4 月「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行しました。現在、一部の区市町村は「容器包装リサイクル法」に基づいて、プラスチック製容器包装の分別収集を実施していますが、この法律では、製品プラスチックの分別収集・再商品化について定めています。区市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように努めなければならないこととなっています。

(3) 都の動向

東京都は、令和元 (2019) 年 12 月、令和 32 (2050) 年二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。この戦略で掲げている 14 の政策の中には「3Rの推進」や「プラスチック対策」、「食品ロス対策」も含まれています。令和 12 (2030) 年に向けて、家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチックの焼却量を平成 29 (2017) 年度比で 40%削減すること、また、食品ロスについても平成 12 (2000) 年度と比較して半減させることを目標としており、一般廃棄物のリサイクル率を 37%とすることを目指すとしています。

令和 3 (2021) 年 9 月、都全域を対象とした「東京都資源循環・廃棄物処理計画(令和 3 (2021) 年度～令和 7 (2025) 年度)」を策定しました。

廃棄物処理・リサイクルシステムのより一層の発展を図るため、①持続可能な資源利用の実現、②廃棄物処理システムのレベルアップ、③社会的課題への果敢なチャレ

ンジを施策の3本の柱として掲げ、「社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を目指す」としています。主な施策として、①資源ロスの更なる削減、②廃棄物の循環利用の更なる促進、③廃棄物処理システムの強化、④健全で信頼される静脈ビジネスの発展、⑤社会的な課題への的確な対応、の5つを掲げています。

食品ロスに関しては、令和3(2021)年3月に、「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しました。この計画では、食品ロスは資源の無駄となるだけでなく、二酸化炭素排出削減の面からも取り組むべき課題であるとし、多岐にわたる食品ロス対策を着実に進めるため、事業者、消費者、行政等が緊密に連携を図り一丸となって取組を推進するとしています。令和32(2050)年の食品ロス発生量実質ゼロを目指して、①発生抑制(リデュース)を基調とした持続可能な循環型社会の形成、②先進技術を活用した食品ロスの削減、③フードサプライチェーンにおける取組の推進、④未利用食品の有効活用の推進、⑤食品リサイクルの推進、の5つを掲げています。

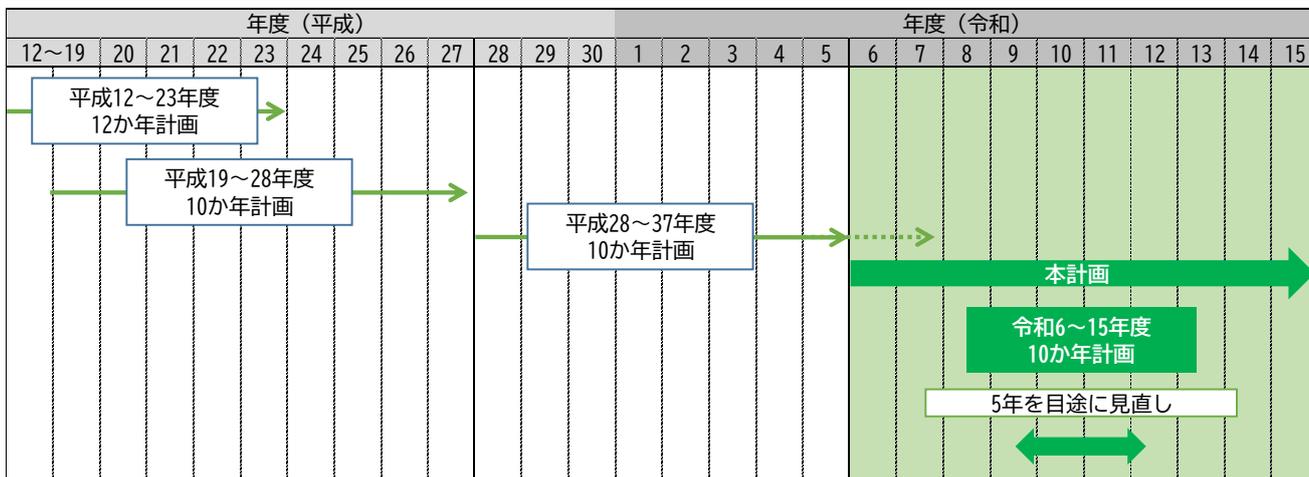
プラスチックごみに関しては、令和元(2019)年12月に、「プラスチック削減プログラム」を策定しました。このプログラムの中で、東京都は、プラスチックの持続可能な利用とライフサイクルCO₂の削減に先導的に取り組むとしています。令和32(2050)年に向けてプラスチック利用をCO₂実質ゼロの持続可能なものに変革していくため、リデュース・リユースによる使い捨てプラスチックの削減、プラスチックを持続可能な「価値ある素材」に転換、水平リサイクル等の革新的技術の実装・普及を進めるとしています。

4 計画期間と目標年次

一般廃棄物処理基本計画については、清掃事業が都から移管された平成12(2000)年度、清掃事業移管後初の計画を定め、平成19(2007)年度及び平成28(2016)年度に改定を行ってきました。このたび改定する本計画については、令和6(2024)年度を始期とし、令和15(2033)年度を目標年次とする10年間を計画期間として策定します。

なお、計画の前提条件や社会情勢の変化に応じて、5年を目途に見直しを行うものとします。

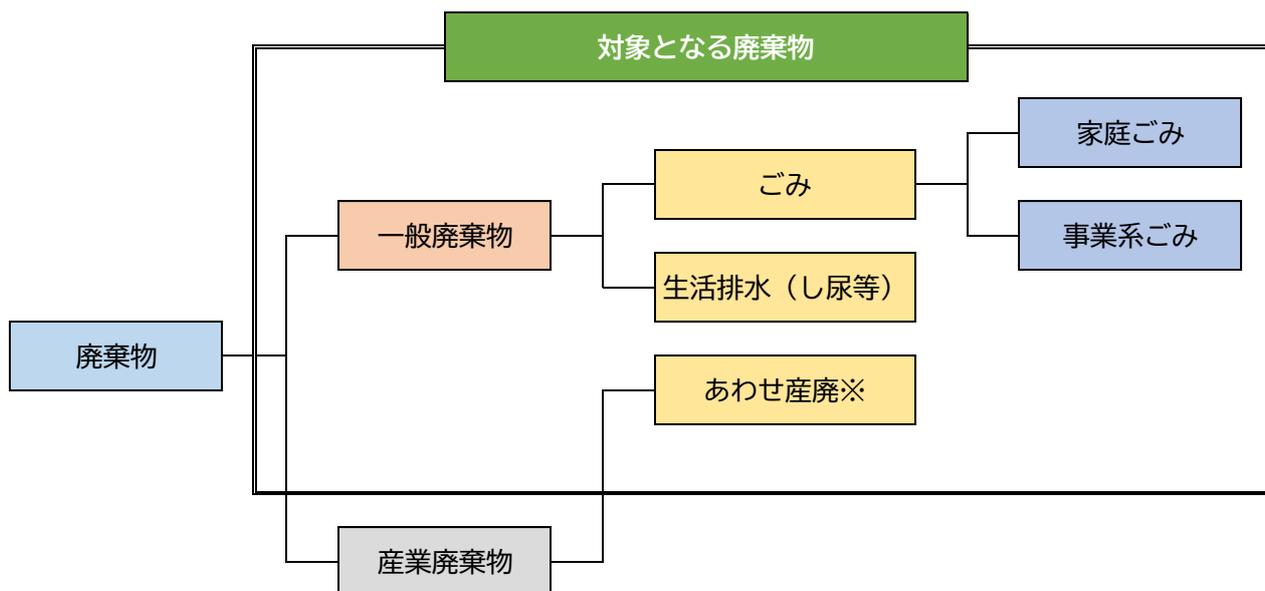
図 計画期間と目標年次



5 計画の対象となる廃棄物

廃棄物処理法では、廃棄物として一般廃棄物と産業廃棄物が規定されています。本計画は、このうちの全ての一般廃棄物（ごみ・生活排水）及びあわせ産廃を対象とするものです。一般廃棄物のうち事業系ごみについては、廃棄物処理法第3条に規定されているように、排出事業者による自己処理を原則としています。

図 廃棄物処理法による廃棄物の定義とこの計画の対象範囲



※区市町村が必要性を認めた場合は、産業廃棄物を一般廃棄物とあわせて処理することが認められており、これを通称「あわせ産廃」といいます。区では、小規模事業所から排出される産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、ガラスくずなど5種類については、「あわせ産廃」として、一般廃棄物と同様の方法で処理しています。

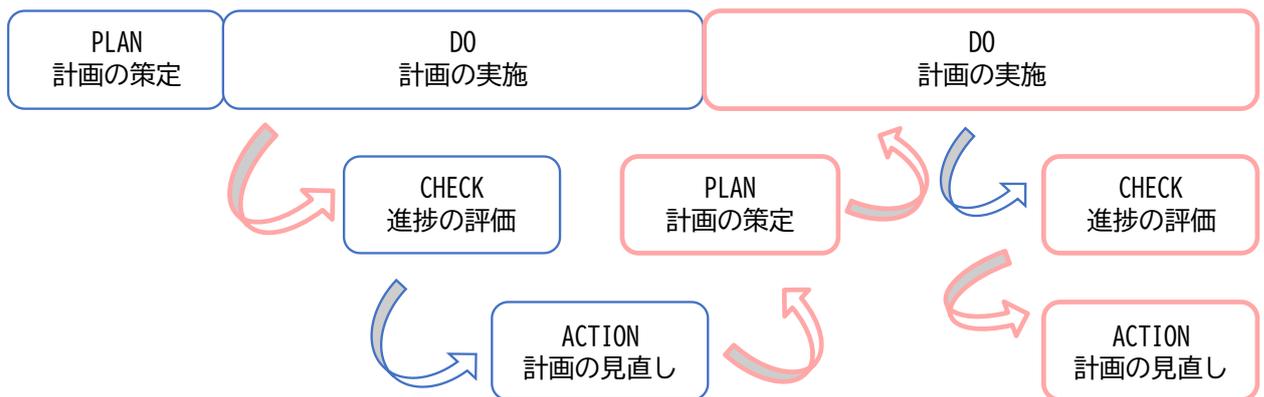
6 計画の進行管理

基本計画においては、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）のいわゆるPDCAサイクルの考え方を踏まえ、継続的に計画の点検、見直し、評価を行います。また、本計画に基づいて毎年度実施計画を策定し、廃棄物の計画的な収集・運搬、発生抑制及びリサイクル推進等のための方策を実施していきます。

図 PDCA サイクルイメージ



※一般廃棄物処理実施計画（年度ごと）



（1）一般廃棄物処理基本計画改定時の評価

必要に応じて、5年を目途に見直しを行い、評価を行います。また、アンケート調査や、家庭ごみ組成分析調査等も活用しながら、計画達成に向け、目標や各施策の進捗状況の管理を行います。

（2）毎年度の進行管理

毎年、目標となる指標や各具体策の進捗状況を廃棄物減量等推進審議会に報告して、審議会の意見を踏まえて進行管理を行っていきます。

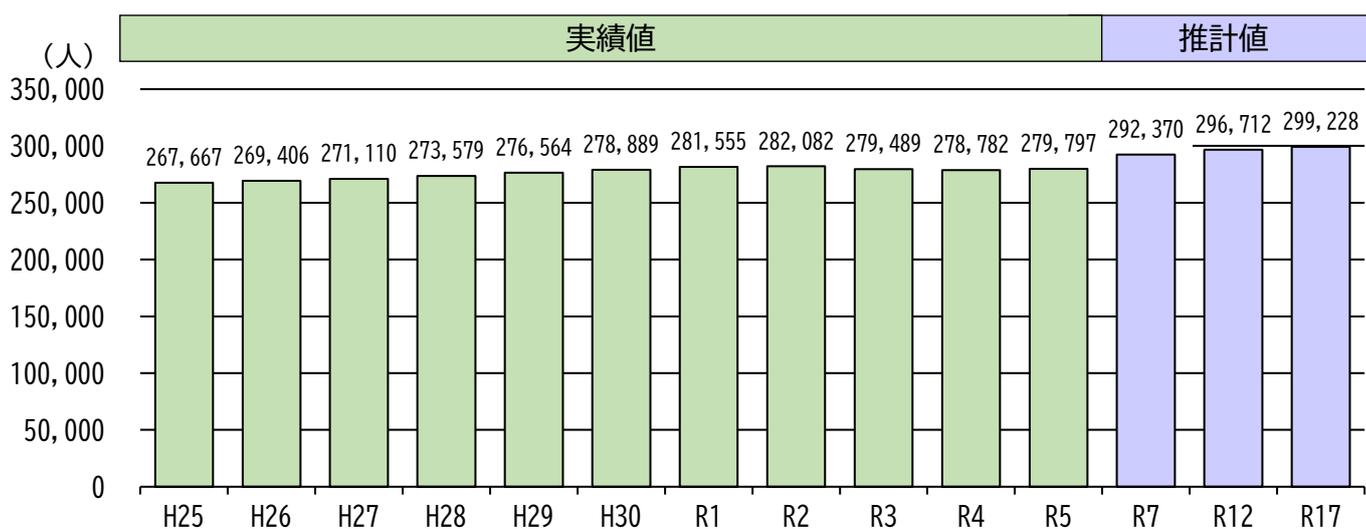
第2章 清掃・リサイクル事業を取り巻く現状と課題

1 区の地域的特徴

(1) 人口動態

過去10年間の人口の動態を見ると、目黒区の人口は令和3(2021)年度をピークに減少しています。今後の動向については、区の人口推計を見ると、ゆるやかに増加する見込みとなっています。

図 人口推移(実績と推計)



※令和5(2023)年度までの実績値は、住民基本台帳10月1日時点。
※令和7(2025)年度以降の推計値は、目黒区推計。

(2) 転入・転出者数

区内・区外への転入・転出者数は、それぞれ目黒区人口の1割程度で推移しています。コロナ禍の影響で令和2、3年度に一時的に転出者数が転入者数を上回りましたが、基本的には転入超過であり、人口推移予測を考慮すると、今後もその傾向が継続するものと考えられます。また、年齢別住民異動を見ると、転出・転入者数はいずれも20代～30代が多くなっています。

図 住民異動の推移

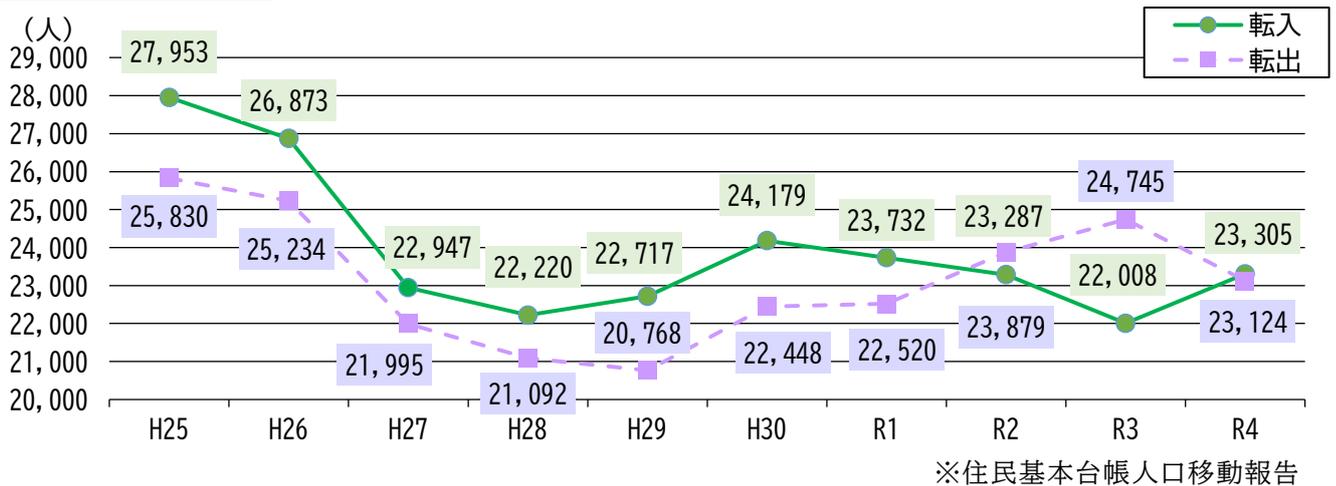
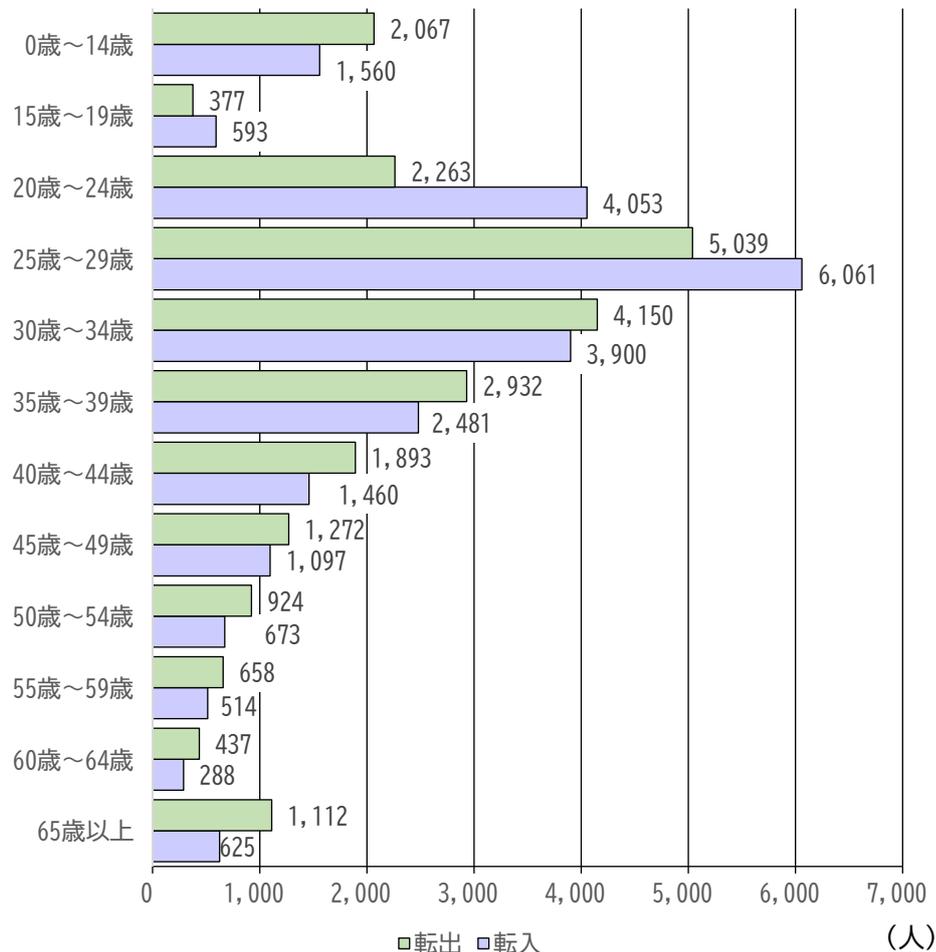


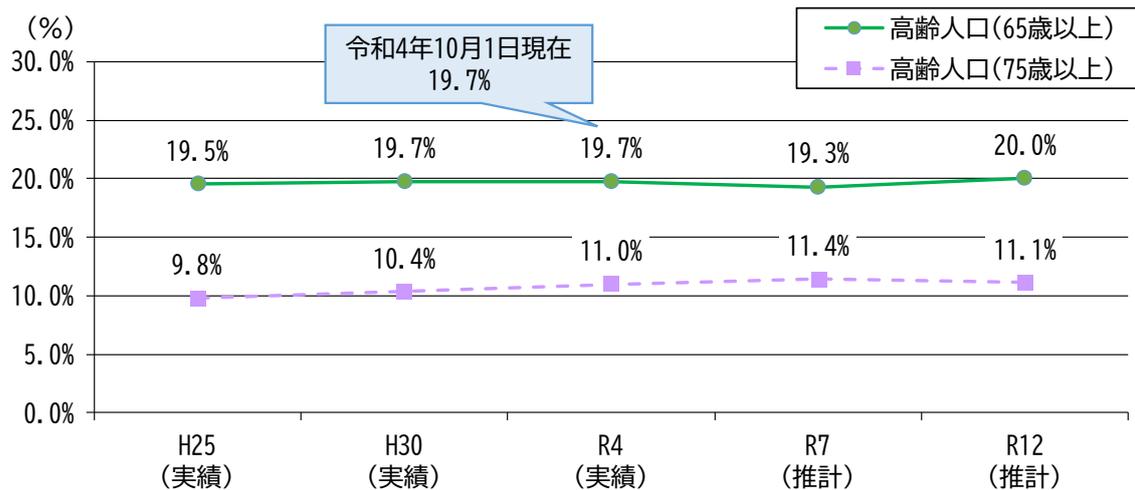
図 令和4(2022)年 年齢別住民異動



(3) 高齢者人口

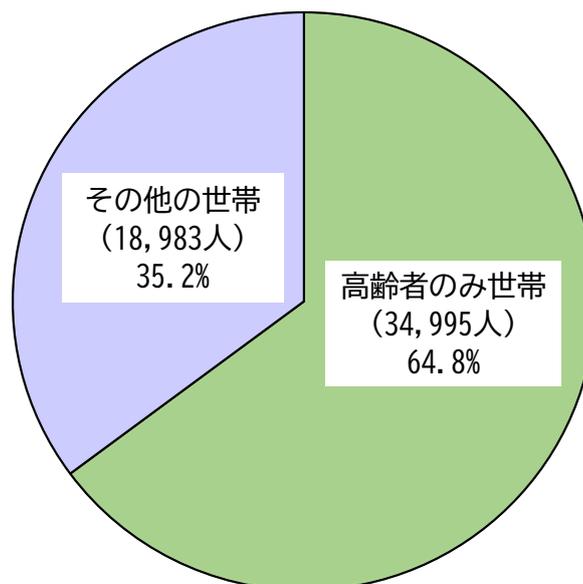
令和4(2022)年10月1日時点における65歳以上の高齢者が全体に占める割合は19.7%であり、今後の推計をみても、さらに高齢化が進行するものと予測されています。中でも、後期高齢者(75歳以上)が全高齢者の55.7%を占めています。一人暮らし高齢者や高齢者のみで構成されている世帯の高齢者の数は34,995人で、全高齢者の64.8%であり、この割合は年々増加するものと考えられます。

図 高齢者人口構成比の推移(実績と推計)



※実績値：住民基本台帳、推計値：住民基本台帳基本推計

図 高齢者のみ世帯数の割合

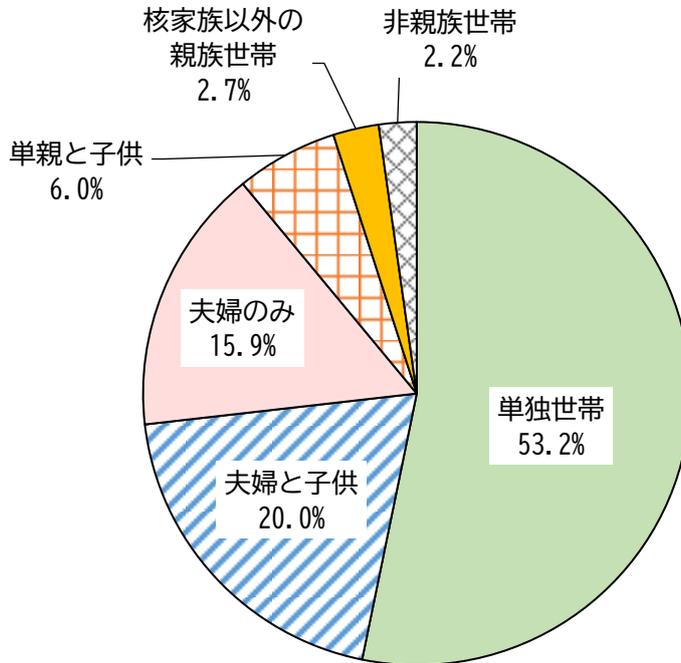


※令和2(2020)年国勢調査

(4) 居住形態

区内に居住する世帯総数のうち単独（単身）世帯が最も多く半数以上を占めており、夫婦と子供、夫婦のみの世帯が続いています。

図 世帯の家族類型別割合

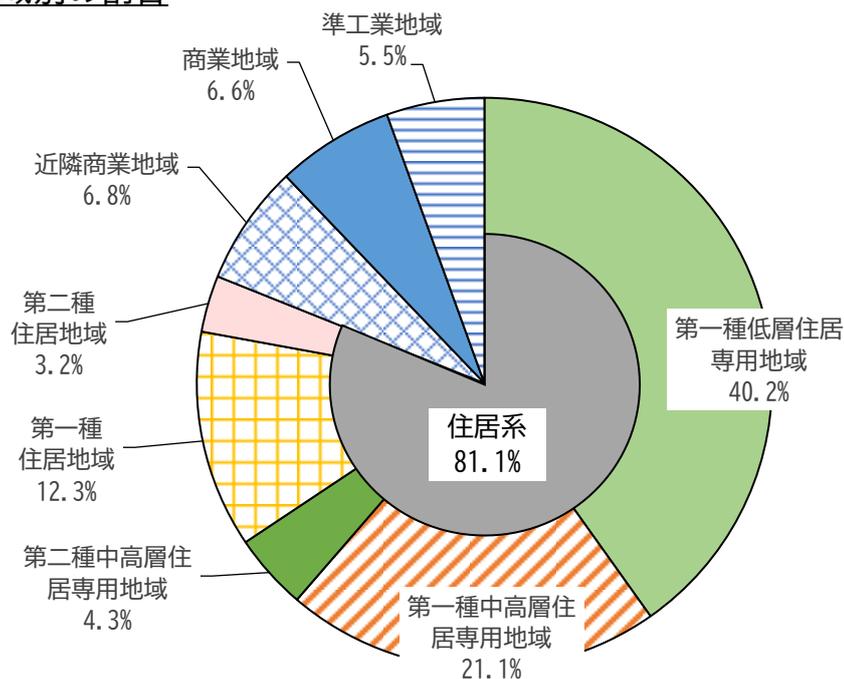


※令和 2（2020）年国勢調査

(5) 用途地域

区内の都市計画法に基づく用途地域の指定は、81.1%が住居系の地域となっています。特に、全体の 40.2%が良好な住宅地とされる第 1 種低層住居専用地域となっていることもあり、「住宅地・目黒」のイメージを裏づけています。

図 用途地域別の割合

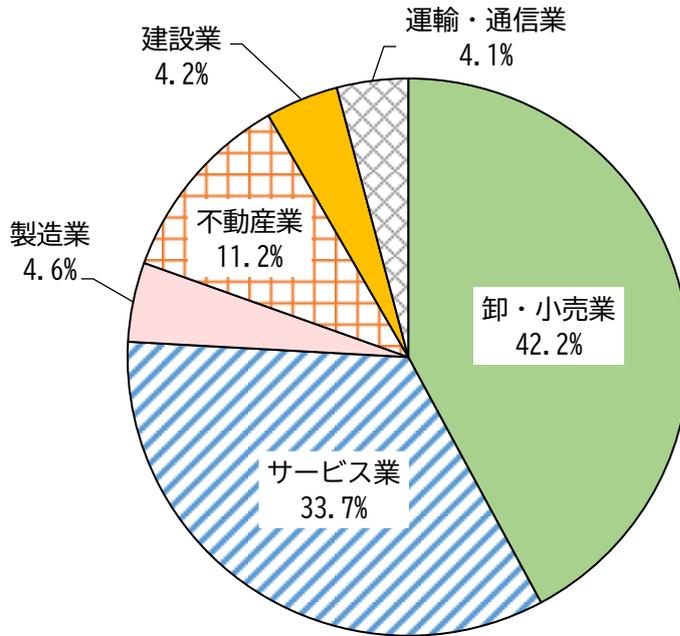


※令和 3（2021）年区勢要覧

(6) 産業

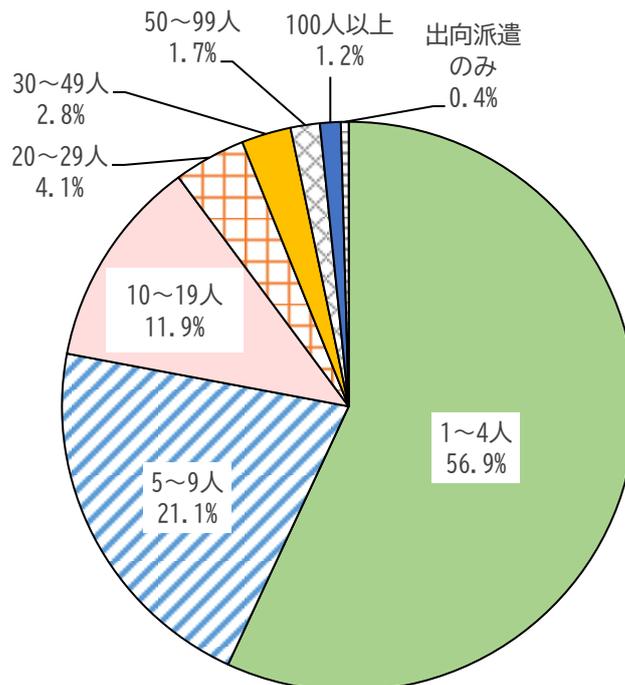
業種別では、卸・小売業が最も多く、次いでサービス業、不動産業などの順です。事業所の従事者数は1～4人が全体の56.9%を占め、これに5～9人を加えると全事業所数の78.0%に達しています。

図 産業別事業所割合



※令和3(2021)年区勢要覧(「平成28(2016)年経済センサス-活動調査」より)

図 事業所における従業員数の割合



※令和3(2021)年区勢要覧(「平成28(2016)年経済センサス-活動調査」より)

2 ごみ処理の現状

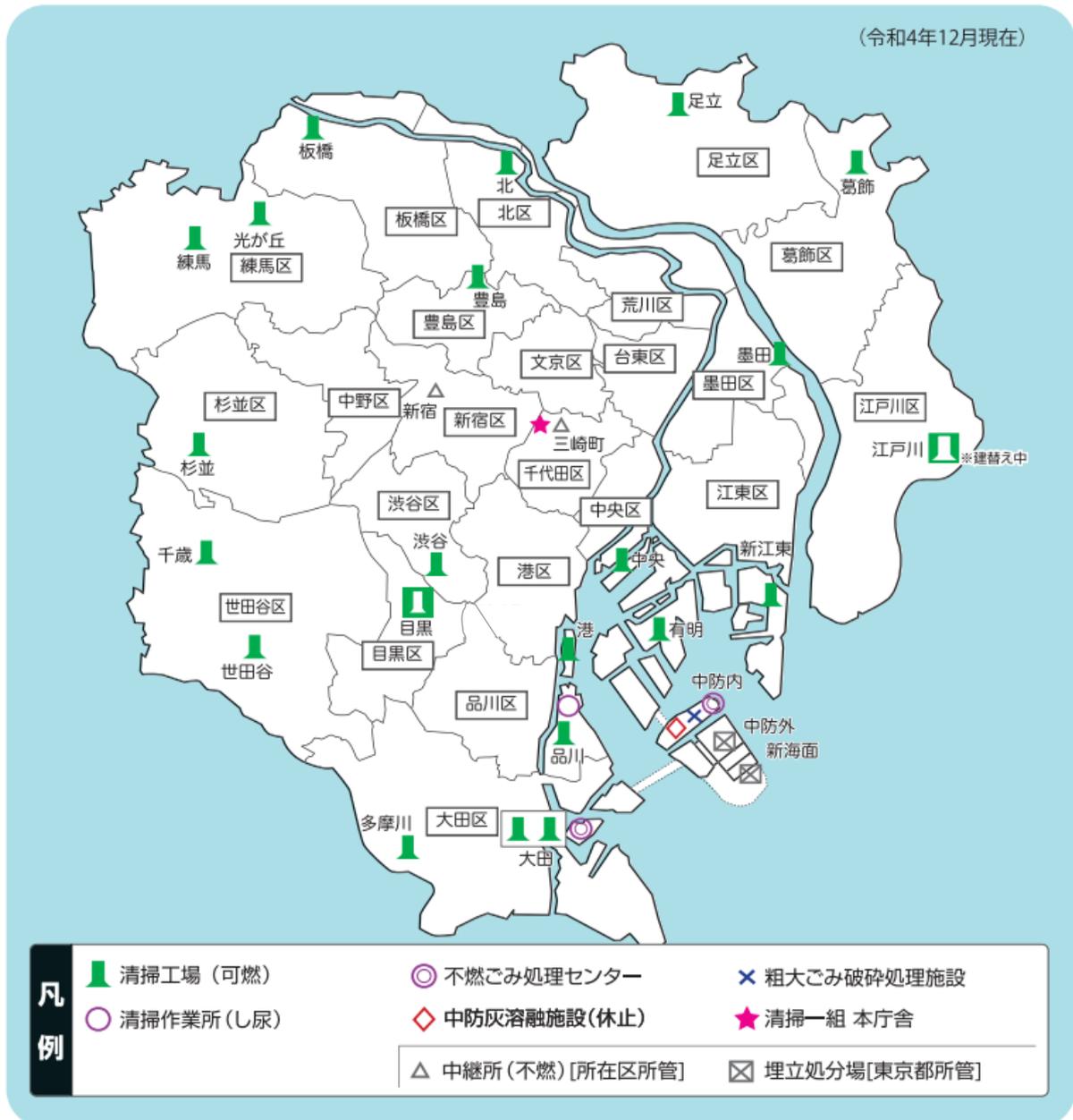
(1) 特別区における一般廃棄物処理

特別区の一般廃棄物の処理は、23区が収集・運搬の役割を担い、23区の共同処理によって清掃一組が中間処理（清掃工場や不燃ごみ、粗大ごみ処理・破碎施設等の運営管理）を行い、最終処分を東京都に委託して行うことになっています。

図 23 区の清掃事業における役割分担と連携



図 特別区の清掃工場等の配置状況



※ごみれぼ23 2023より

(2) 資源とごみの流れ

資源とごみの流れを以下に示します。区が回収している資源（プラスチック・ペットボトル・びん・缶・古紙）については、中間処理（選別・圧縮・梱包・保管）を行ったうえで、民間のリサイクル工場に搬出しています。

図 ごみの主な流れと運営主体

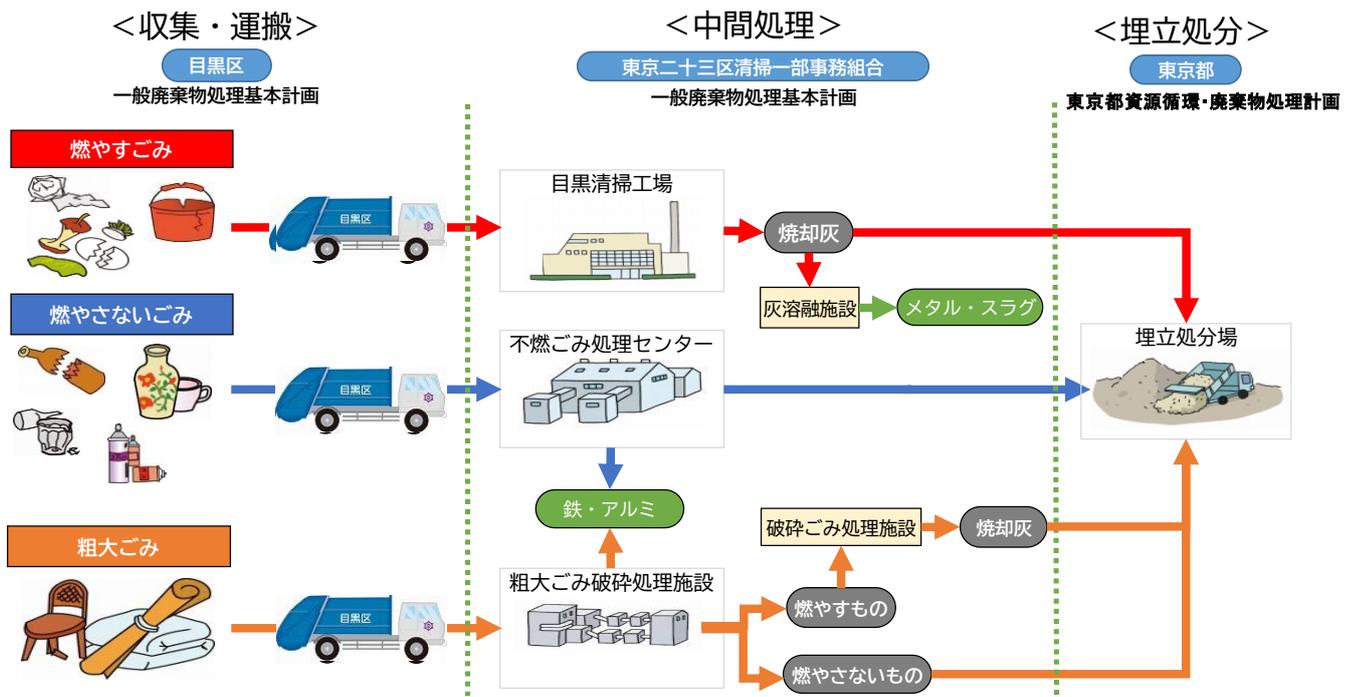
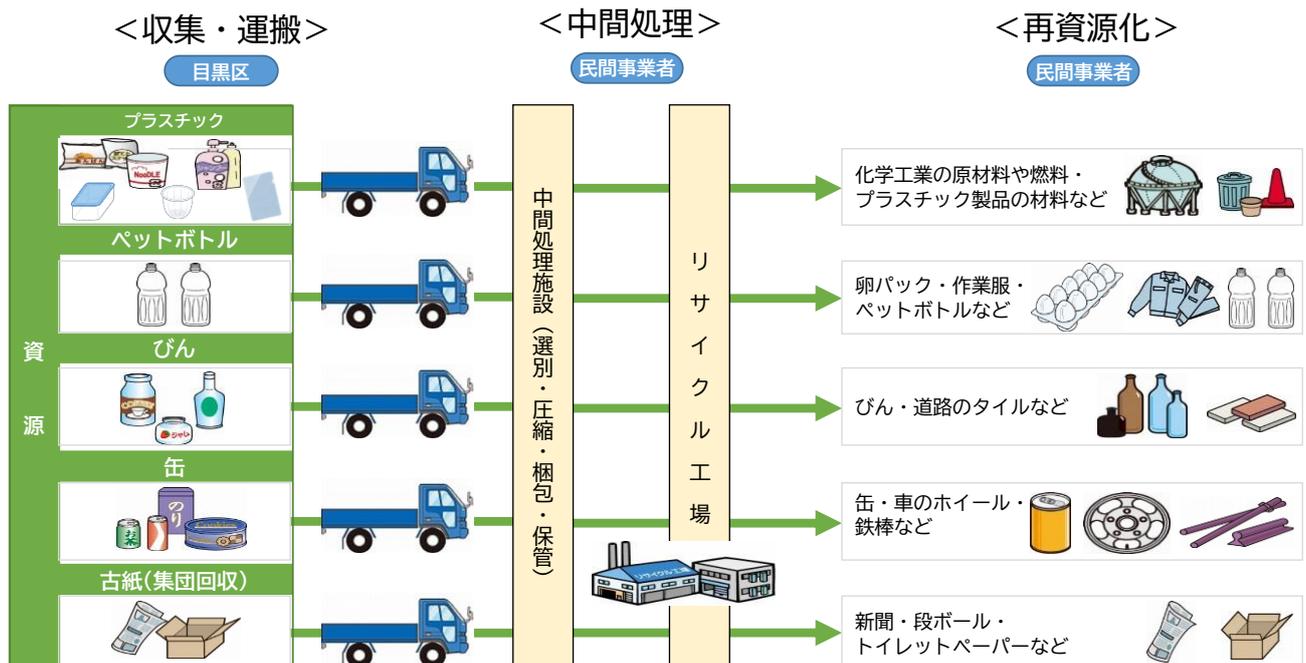


図 資源の流れと運営主体



(3) 資源とごみの分別区分と収集方法

令和6(2024)年4月時点での、資源とごみの分別区分と収集方法は以下のとおりです。

表 資源とごみの分別区分と収集方法

分別区分		主な対象品目	収集方法	収集頻度等
燃やすごみ		生ごみ・枝葉・プラスチック製品(資源以外のもの)・古布・ゴム製品・皮革製品・紙くず	集積所	週2回
燃やさないごみ		陶磁器・ガラス・金属・電球・蛍光管・水銀を含む製品・最大辺が30cm未満の小型家電	集積所	月2回
粗大ごみ		布団・自転車などの一辺が30cm以上のもの	戸別	申込制
資源	プラスチック (容器包装・製品 プラスチック)	<ul style="list-style-type: none"> ●パック類・カップ類・トレイ類・ボトル類・袋類・緩衝材・発泡スチロール類 ●すべてがプラスチックでできている、一辺がおおむね30cm未満のもの ・文具、おもちゃ(定規、クリアホルダー、ブロックのおもちゃ・CD・CDケースなど) ・台所用品(保存用容器、コップ、食器、スプーン、ストローなど) ・その他日用品など(バケツ、ハンガー、歯ブラシ、プランター、くしなど)	集積所	週1回
	ペットボトル	飲料用・調味料用	集積所	週1回
	びん	飲料用・食品用	集積所	週1回
	缶	アルミ缶・スチール缶(飲料用・食品用)	集積所	週1回
	古紙 ※	新聞・雑誌類(雑誌・本・雑がみなど)・段ボール	集積所	週1回
	紙パック	牛乳パック	拠点回収	回収ボックス
	電池類	乾電池(アルカリ・マンガン・リチウム一次電池(円筒形・コイン形)・ボタン電池)	拠点回収	回収ボックス
	小型充電式電池等 (リチウムイオン電池等)	<ul style="list-style-type: none"> ●小型充電式電池 リチウムイオン電池・ニカド電池・ニッケル水素電池 ●小型充電式電池を使用した製品 モバイルバッテリー・電子たばこ・加熱式たばこ・携帯型扇風機・電動シェーバー・電動歯ブラシ(歯ブラシ部分は除く)など 	拠点回収	回収ボックス
	小型家電	携帯電話・携帯音楽プレーヤー・携帯ゲーム機・デジタルカメラ・ポータブルビデオカメラ・ポータブルカーナビ・電子辞書・卓上計算機・コード類	拠点回収	回収ボックス
	衣類・廃食油	着なくなった衣類・家庭から出た植物性の廃食油	目黒区エコプラザ	目黒区エコプラザ
白色トレイ	食品用白色トレイ	一部のスーパーマーケットや生協	各店舗の回収ボックス	

※ 家庭から出る古紙は、町会・自治会などの団体が業者と協定を結んで回収を行っています。

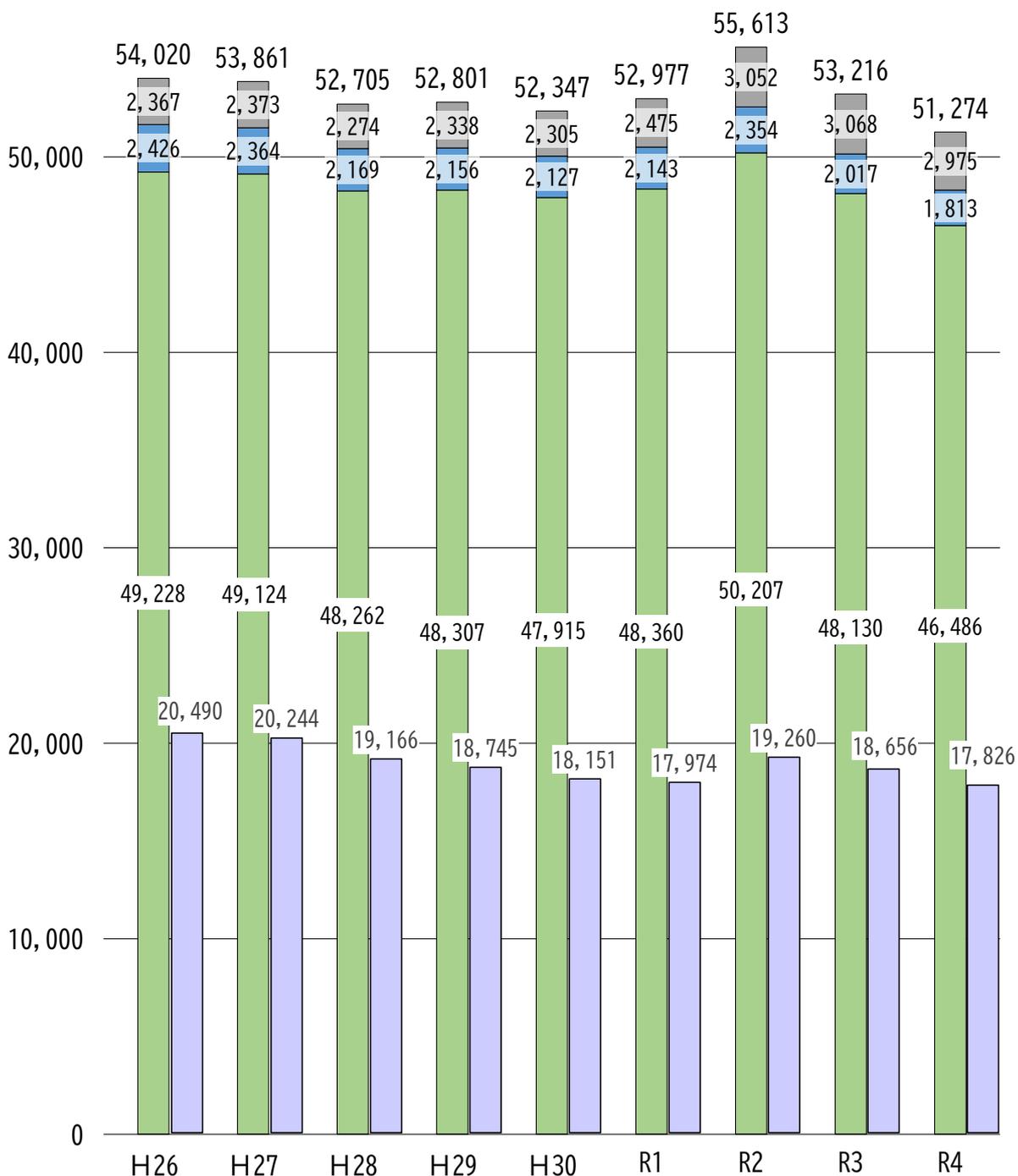
(4) 資源・ごみの状況

○令和元（2019）年度以前は、人口が増加傾向にある中で、区収集ごみ量（区で収集している「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「粗大ごみ」の合計。以下「ごみ量」といいます。）は逡減傾向にありましたが、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により在宅時間が増加したことなどの影響により、ごみ量が増加しました。令和3（2021）年度から再び減少に転じましたが、今後も新しい生活様式の定着による社会的な変化が一定の割合で影響すると考えられます。

図 資源量とごみ量の推移

(トン/年)
60,000

区収集ごみ量 (■燃やすごみ ■燃やさないごみ ■粗大ごみ)
■資源回収量

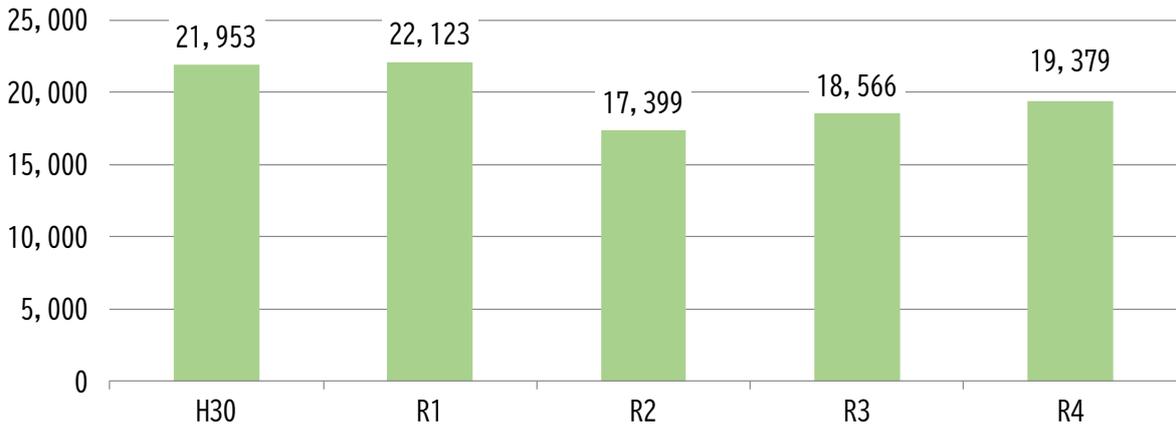


※清掃リサイクル課資料

○事業系ごみ量（事業者自ら、もしくは一般廃棄物処理業者が処理施設に持ち込むごみで、事業系有料ごみ処理券を貼付して区の収集に出すごみは含まれない。）は、令和元（2019）年度まで増加傾向にありました。令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により在宅時間が増加したことなどの影響により、一時的に減少しましたが、令和3（2021）年度以降、再び増加に転じています。

図 事業系ごみ量の推移

(トン/年)

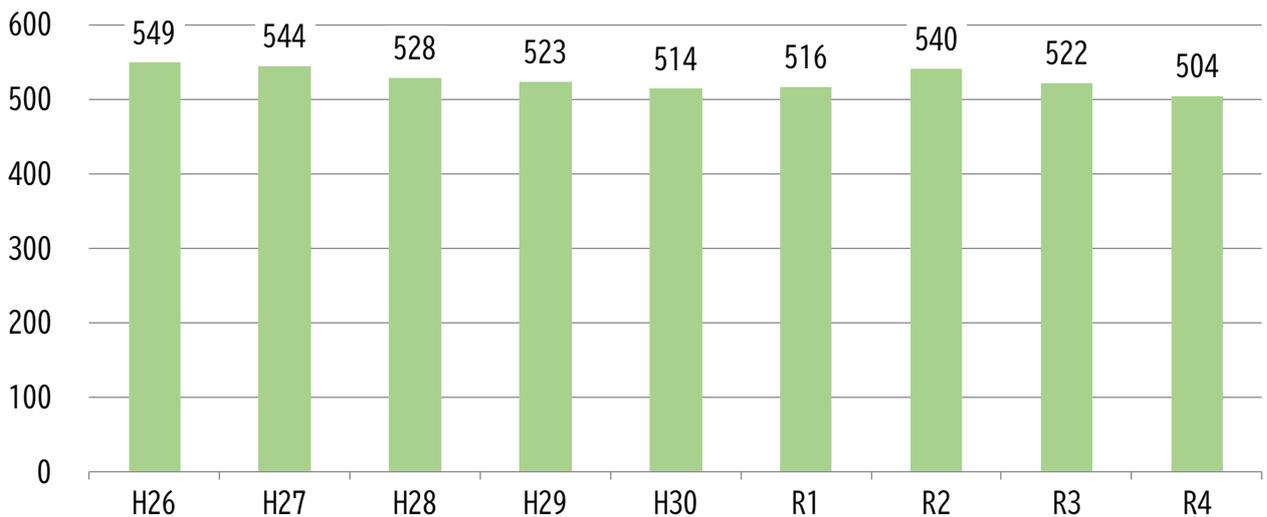


※清掃リサイクル課資料

○区民1人1日当たりごみ量は、令和2（2020）年度に一時的に増加しましたが、全体的に減少傾向にあります。令和4（2022）年度は504gであり、平成26（2014）年度に比べて45g少なくなっています。

図 区民1人1日当たりごみ量の推移

(g/人日)



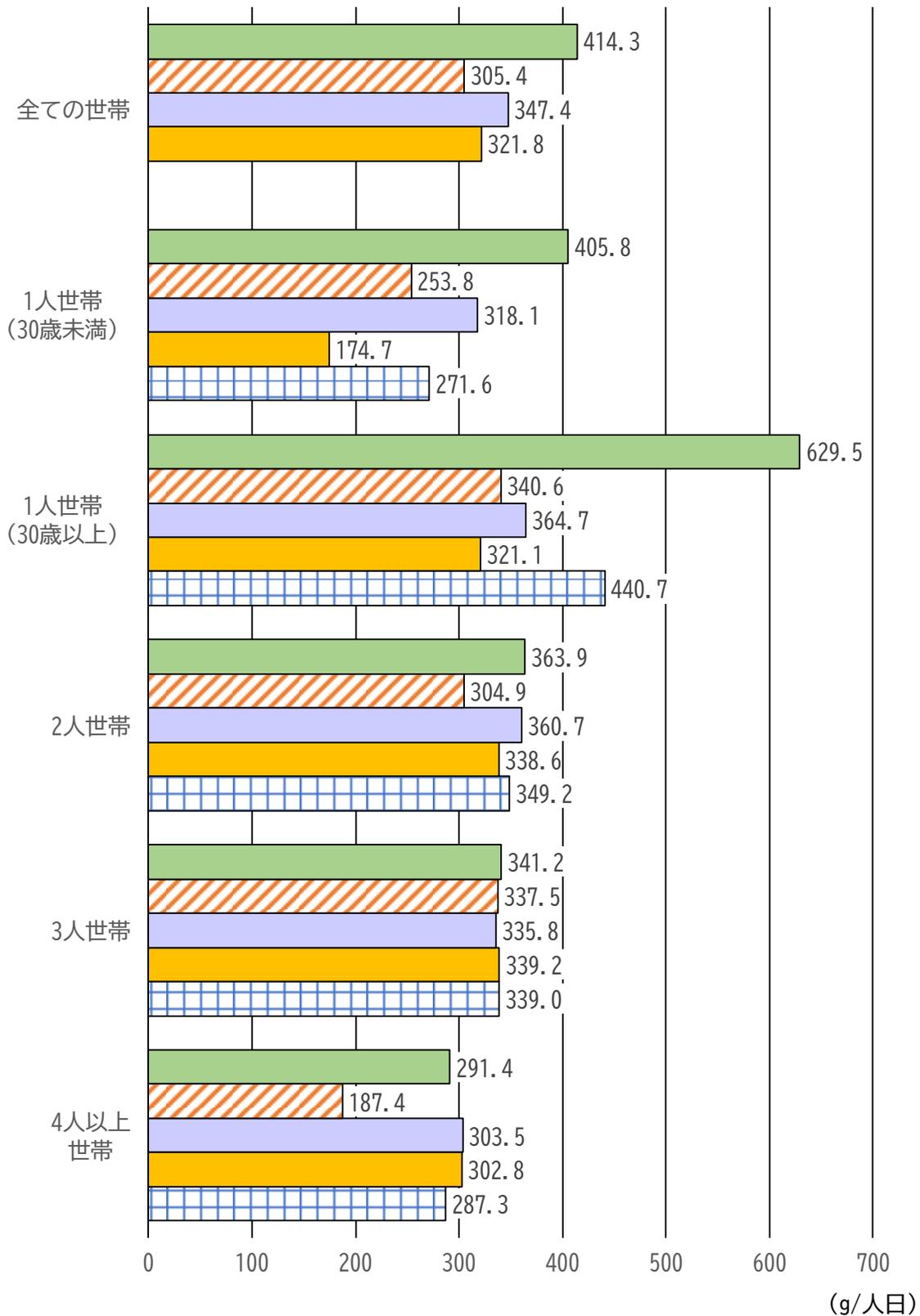
※清掃リサイクル課資料

区民		令和4年度ごみ量
1人1日当たり	ごみ量	51,274t
ごみ量	=	= 504g
	人口×年間日数	278,782人×365日

○世帯人数別の区民 1 人 1 日当たりごみ量は、世帯人数が少ないほど多くなっています。また、住居形態別では、戸建住宅で多くなっています。

図 住居形態別・世帯人数別の区民 1 人 1 日当たりごみ量

■戸建住宅 ■集合住宅管理人無 ■単身向け集合住宅 ■住商混在 ■全ての住居形態



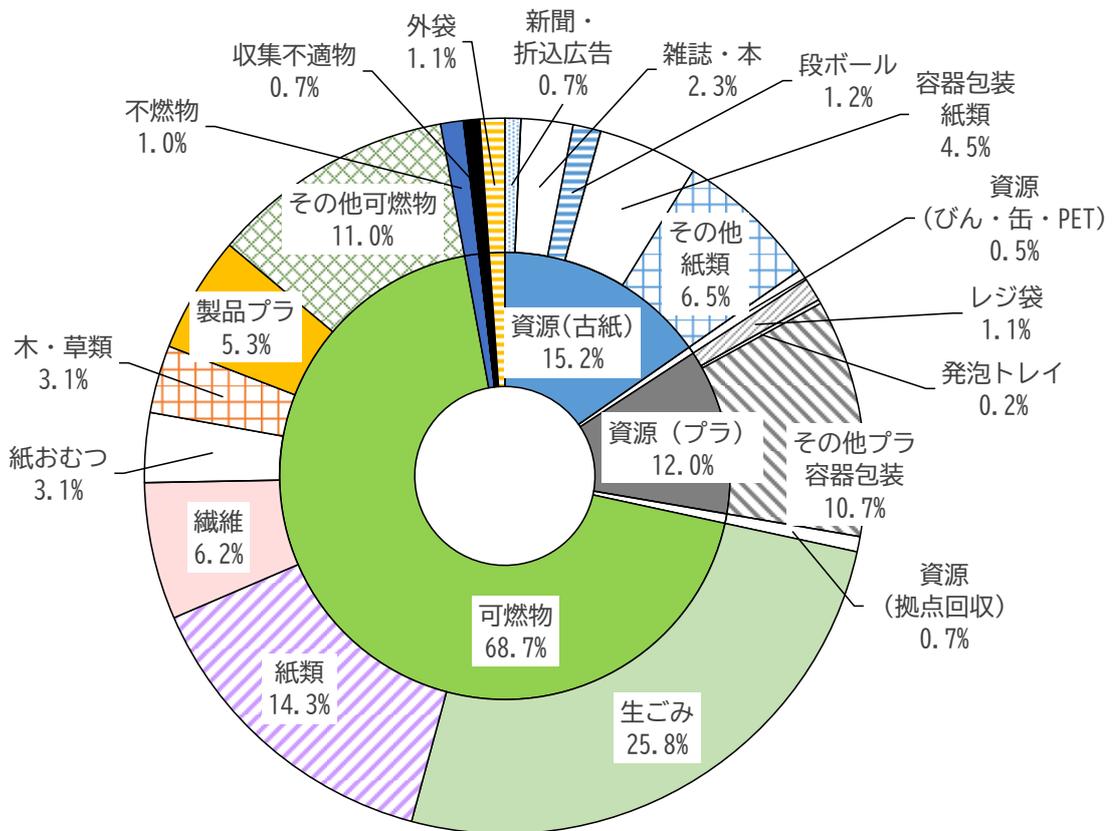
※令和 4 (2022) 年度 家庭ごみ計量調査より

(5) ごみの組成

令和4(2022)年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、燃やすごみの組成割合で、未利用食品を含めた生ごみは、燃やすごみの4分の1程度を占めています。また、古紙や容器包装プラスチックなど、資源として分別回収しているものが、燃やすごみに28.4%、燃やさないごみに11.6%混入しています。

燃やさないごみは、小型家電製品(回収している9品目以外)、金属類、陶磁器が大きな割合を占めているほか、びん・缶・ペットボトル等リサイクル可能な資源が混入しています。

図 燃やすごみの組成割合

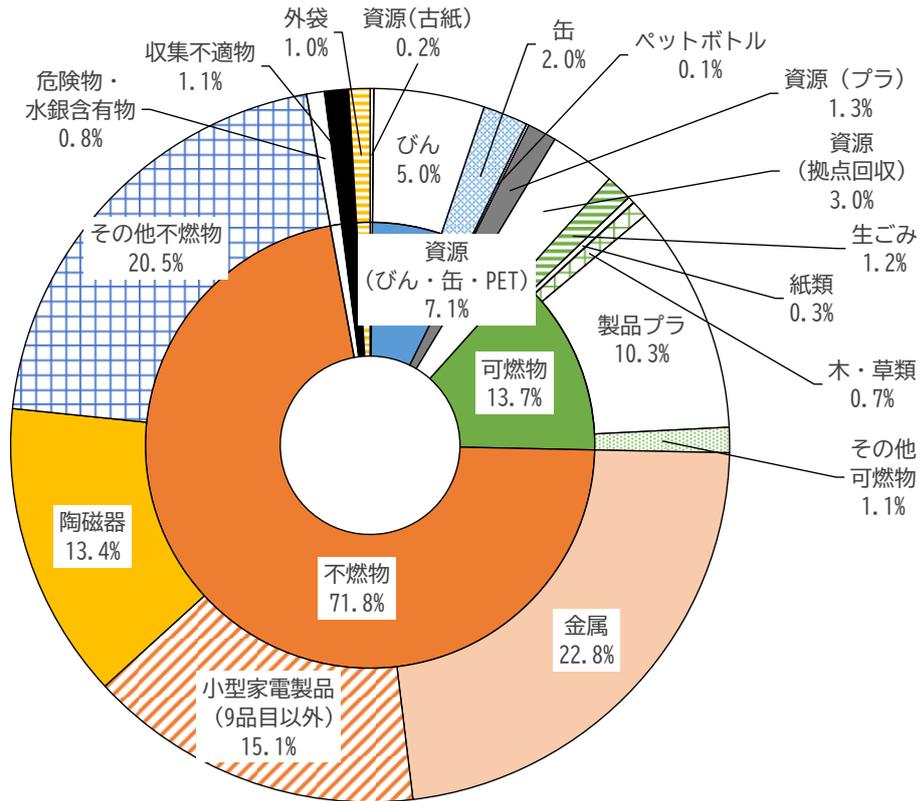


※令和4(2022)年度 家庭ごみ組成分析調査より

※製品プラスチックは、令和4(2022)年6月の家庭ごみ組成分析調査時は燃やすごみの分類でしたが、令和5(2023)年7月より資源として回収しています。

※図中の数字は、四捨五入の扱いにより合計値が一致しないことがあります。

図 燃やさないごみの組成割合



※令和4(2022)年度 家庭ごみ組成分析調査より

※製品プラスチックは、令和4(2022)年6月の家庭ごみ組成分析調査時は燃やすごみの分類でしたが、令和5(2023)年7月より資源として回収しています。

※図中の数字は、四捨五入の扱いにより合計値が一致しないことがあります。

表 品目別の家庭収集ごみ量

分類名			燃やすごみ		燃やさないごみ		合計	
大分類	中分類	小分類	重量 (t/年)	割合	重量 (t/年)	割合	重量 (t/年)	割合
資源(古紙)	新聞・折込広告		325	0.7%	0	0.0%	325	0.7%
	雑誌・本		1,064	2.3%	0	0.0%	1,064	2.2%
	段ボール		571	1.2%	0	0.0%	571	1.2%
	容器包装紙類	紙箱	1,478	3.2%	1	0.1%	1,479	3.1%
		包装紙	129	0.3%	0	0.0%	129	0.3%
		紙袋	432	0.9%	1	0.0%	433	0.9%
	その他紙類		2,968	6.5%	1	0.1%	2,969	6.2%
資源(びん・缶・PET)	びん	生きびん(リターナブル)	0	0.0%	3	0.1%	3	0.0%
		雑びん	46	0.1%	98	4.8%	144	0.3%
	缶	飲食用スチール缶	12	0.0%	27	1.3%	39	0.1%
		飲食用アルミ缶	9	0.0%	14	0.7%	23	0.0%
ペットボトル		168	0.4%	2	0.1%	170	0.4%	
資源(プラスチック)	レジ袋	レジ袋(中身あり)	414	0.9%	3	0.2%	417	0.9%
		レジ袋(中身なし)	67	0.1%	1	0.0%	68	0.1%
	発泡トレイ	発泡トレイ(白)	37	0.1%	0	0.0%	37	0.1%
		発泡トレイ(柄)	49	0.1%	0	0.0%	49	0.1%
	その他プラスチック製容器包装	ペットボトルのふた	55	0.1%	0	0.0%	55	0.1%
		その他ボトル	508	1.1%	13	0.6%	521	1.1%
		発泡スチロール	28	0.1%	0	0.0%	28	0.1%
		食品用透明プラ容器	712	1.6%	0	0.0%	712	1.5%
		その他プラスチック容器(硬いもの)	1,215	2.7%	5	0.3%	1,220	2.6%
		その他プラスチック包装(柔らかいもの)	2,384	5.2%	4	0.2%	2,388	5.0%
資源(拠点回収)	紙パック		284	0.6%	0	0.0%	284	0.6%
	乾電池		8	0.0%	39	1.9%	47	0.1%
	小型家電製品(拠点回収対象9品目)		24	0.1%	21	1.1%	45	0.1%
可燃物	生ごみ	直接廃棄	3,106	6.8%	21	1.0%	3,127	6.6%
		食べ残し	2,290	5.0%	0	0.0%	2,290	4.8%
		飲み残し	84	0.2%	0	0.0%	84	0.2%
		調理くず等(物理的可食)	1,997	4.4%	0	0.0%	1,997	4.2%
		調理くず等(非可食)	4,300	9.4%	3	0.2%	4,303	9.0%
	紙類(リサイクル不可)		6,556	14.3%	6	0.3%	6,562	13.7%
	繊維	繊維(リサイクル可)	2,386	5.2%	0	0.0%	2,386	5.0%
		繊維(リサイクル不可)	443	1.0%	1	0.0%	444	0.9%
	紙おむつ		1,438	3.1%	0	0.0%	1,438	3.0%
	木・草類		1,400	3.1%	15	0.7%	1,415	3.0%
	製品プラスチック	製品プラスチック(硬いもの)	836	1.8%	130	6.4%	966	2.0%
		製品プラスチック(柔らかいもの)	1,018	2.2%	4	0.2%	1,022	2.1%
		製品プラスチック(複合品)	548	1.2%	74	3.7%	622	1.3%
		製品プラスチック(電池内蔵)	0	0.0%	1	0.1%	1	0.0%
	その他可燃物	プラスチック製チューブ		98	0.2%	1	0.1%	99
ゴム・皮革類		589	1.3%	15	0.8%	604	1.3%	
その他可燃		4,331	9.5%	7	0.3%	4,338	9.1%	
不燃物	金属	飲食以外の缶・金属容器	23	0.0%	18	0.9%	41	0.1%
		針金ハンガー	2	0.0%	7	0.4%	9	0.0%
		なべ・フライパン・やかんなど	20	0.0%	117	5.8%	137	0.3%
		その他金属	123	0.3%	272	13.5%	395	0.8%
		スプレー缶等中身無し	9	0.0%	45	2.2%	54	0.1%
	小型家電製品(9品目以外)		84	0.2%	305	15.1%	389	0.8%
	陶磁器		41	0.1%	271	13.4%	312	0.7%
	その他不燃物	ライター(着火可能性なし)		8	0.0%	2	0.1%	10
その他不燃		156	0.3%	412	20.4%	568	1.2%	
危険物・水銀含有物	水銀体温計		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	蛍光管		0	0.0%	4	0.2%	4	0.0%
	充電池		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	ボタン電池		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	スプレー缶等中身有り		2	0.0%	11	0.5%	13	0.0%
収集不適物	ライター(着火可能性あり)		3	0.0%	1	0.1%	4	0.0%
	医療系廃棄物		3	0.0%	0	0.0%	3	0.0%
	園芸土		298	0.7%	20	1.0%	318	0.7%
	土砂・灰・石		25	0.1%	2	0.1%	27	0.1%
外袋	プラスチック袋		380	0.8%	5	0.3%	385	0.8%
	レジ袋		95	0.2%	7	0.4%	102	0.2%
	紙袋		34	0.1%	7	0.3%	41	0.1%
合計			45,713	100.0%	2,017	100.0%	47,730	100.0%

○燃やすごみの中には、資源が 28.4%含まれているほか、繊維や製品プラスチックなどのリサイクル可能なものが 10%以上含まれています。
○雑がみを含む資源(古紙)が 15.2%含まれており、古紙の集団回収で収集可能であることの理解促進が必要です。

○燃やさないごみの中には、資源が 11.6%含まれています。

○燃やすごみの中には、「直接廃棄」「食べ残し」「飲み残し」の食品ロスが 12.0%含まれています。
○食品ロスの削減が、多面的な問題解決につながるという視点を持ち、ライフスタイルや事業活動を変えていくことが必要です。
○燃やすごみの中には、生ごみが 25.8%含まれています。家庭でできる毎日の水切りなどの処理で、燃やすごみの減量が可能です。

(注)前計画(平成 28 年 3 月)では、食品ロスについては「未利用食品」が 2.4%でした。これは、「主に容器包装に入ったまま、未開封、期限切れ食品等」のみを対象としていたため、今回の「直接廃棄」とは単純に比較できないことに留意する必要があります。

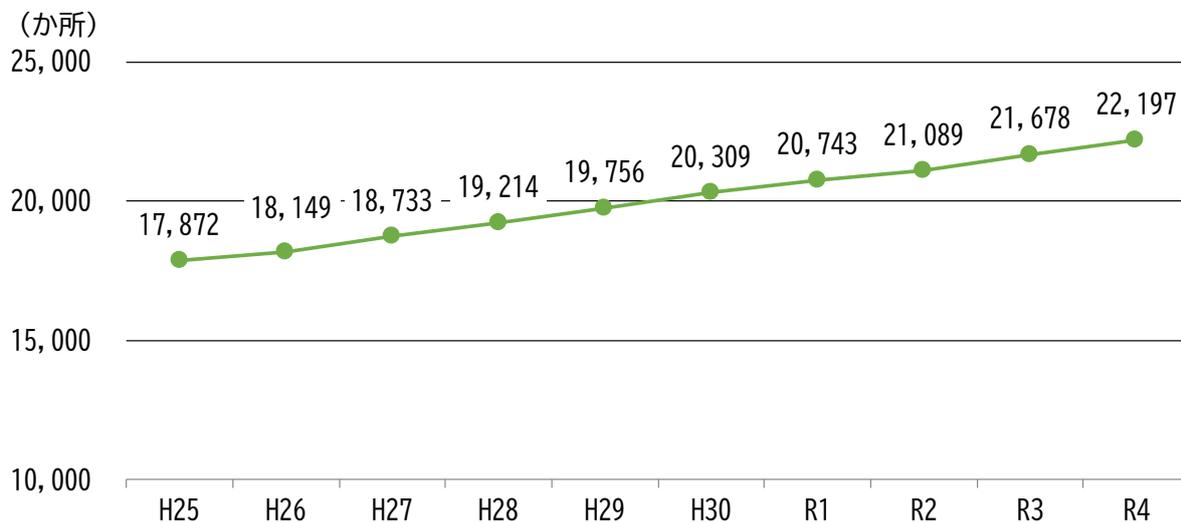
(注)製品プラスチックは、令和 4(2022)年度の家庭ごみ組成分析調査時は燃やすごみの分類でしたが、令和 5(2023)年 7 月より資源として回収しています。

※令和 4(2022)年度基礎調査報告書より

(6) 集積所数の推移

燃やすごみ、燃やさないごみ等の収集を行う地域の集積所数は、東京都から23区へ清掃事業が移管された後、平成25(2013)年度の17,872か所から、令和4(2022)年度の22,197か所へと約1.2倍に増えています。

図 集積所数の推移



(7) 資源・ごみ処理にかかる清掃経費

資源・ごみ処理における清掃経費の実績は増加傾向にあります。令和2(2020)年度より、総支出額は46億円程度、区民1人当たりの清掃・リサイクル費用は、1万6千円程度となっています。

図 令和4(2022)年度清掃経費の割合

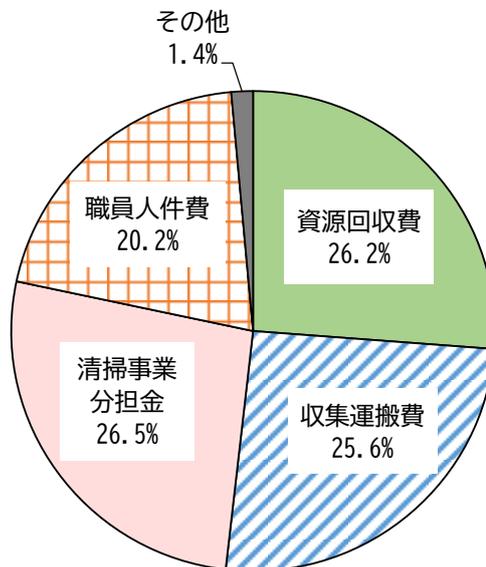


表 清掃経費の推移

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資源回収費	11億4,749万円	11億7,628万円	12億5,239万円	12億3,227万円	12億278万円
収集運搬費	11億7,331万円	12億3,684万円	12億4,585万円	12億8,323万円	11億7,609万円
清掃事業分担金	9億3,421万円	9億8,214万円	10億9,708万円	11億4,340万円	13億1,725万円
職員人件費	9億2,092万円	9億3,982万円	9億6,117万円	9億4,255万円	9億2,913万円
その他	5,231万円	5,309万円	5,111万円	5,311万円	6,628万円
総支出額	42億2,824万円	43億8,817万円	46億760万円	46億5,456万円	46億9,153万円
人口	278,889人	281,555人	282,082人	279,489人	278,782人
区民1人当たりの 清掃・リサイクル費用	15,200円	15,600円	16,300円	16,700円	16,800円

3 主な課題

(1) 人口構成等の推移とごみ量への影響

区の人口推計では、区の人口及び世帯数は増加する見込みとなっています。第2章1(2)で述べたとおり、毎年の転入者は、人口の約1割を占め、その大部分が20歳代～30歳代の若い世代です。自治体によって資源やごみの排出ルールが異なっているため、このような人たちに目黒区のルールを知ってもらうことが大切です。外国人居住者の方も含めごみと資源の分別方法などについてのより一層の周知が必要です。

75歳以上の後期高齢者の割合も当面の間増加が予想されるため、自らごみを集積所に排出することが困難な高齢者への対応が、より一層求められることが予想されます。

(2) 新しい生活様式の浸透とごみ量・ごみ質への影響

新型コロナウイルス感染症の蔓延を契機に普及した新しい生活様式の浸透により、区収集のごみ量が増え、事業系のごみ量が減る現象が生じたほか、使い捨てマスクや個包装の商品が増加するなど、ごみ量・ごみ質に影響が生じました。今後も、一定の割合で影響が継続すると考えられますので、ごみ量・ごみ質の変化を注視し、継続したごみ・資源の排出実態の把握が必要です。

(3) 普及啓発の重要性

3Rを推進する上で、「リサイクル(再生利用)」より優先すべき「リデュース(発生抑制)」と「リユース(再使用)」の2Rを積極的に進めるには、区民や事業者の協力・実践なくしては成り立ちません。そのためには、全ての世代の区民や事業者にも、ごみ問題や環境問題について関心を持ち、知識を深めてもらうことが大切です。

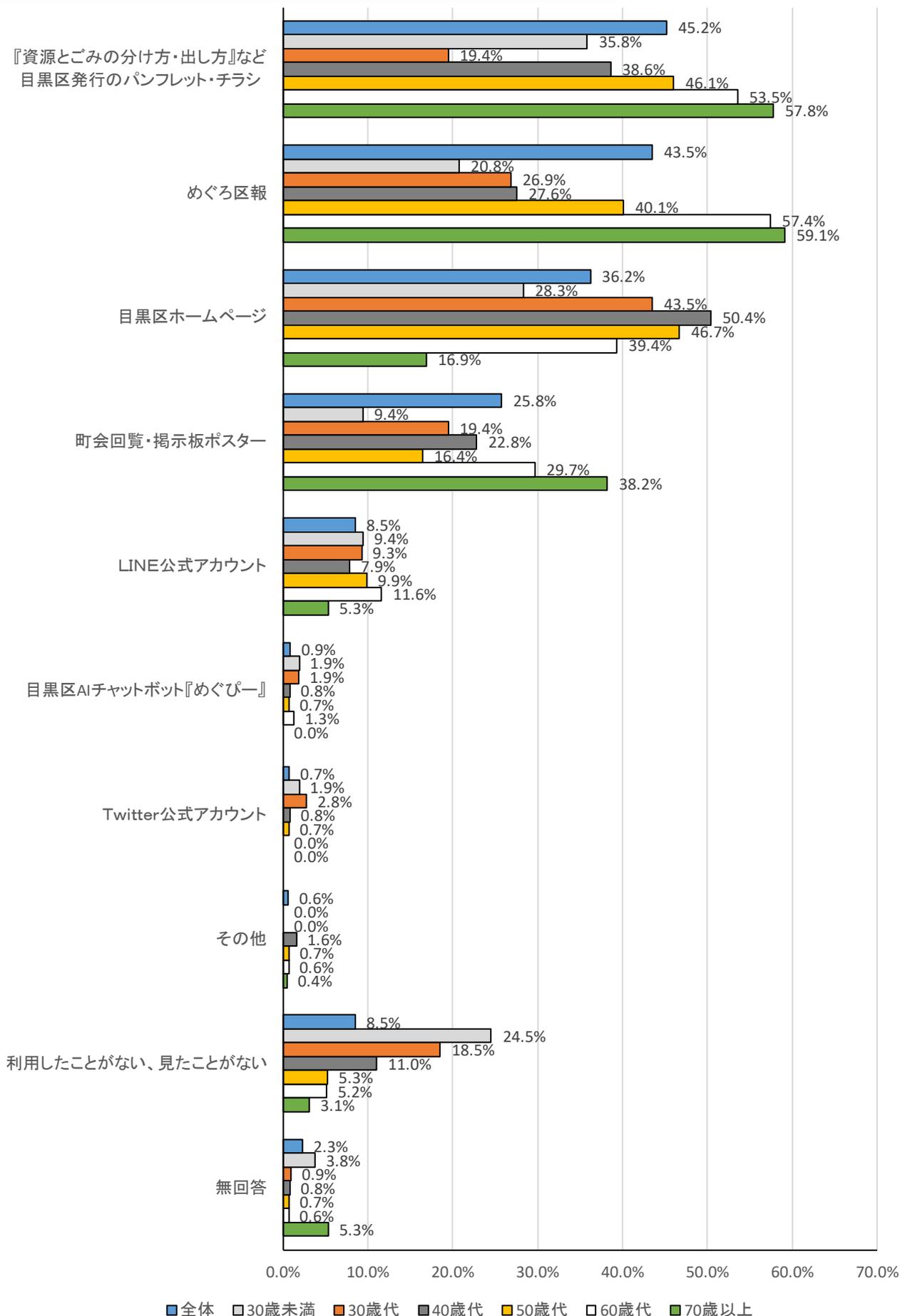
そこで、次世代を担う子どもたちを含め、区民・事業者に対して、ごみ減量や環境問題に対するより多彩な学びの場を提供し、将来的には、行政とともに3R推進の主役としていく取組が求められています。

(4) 情報発信の強化

令和4(2022)年度に行った「区民アンケート調査」によると、区からの情報提供でよく利用している媒体は、区報やチラシ・パンフレットなどの紙媒体やホームページが上位でした。また、紙媒体は年齢が高いほど利用割合が高く、ホームページは30歳代から50歳代の中年層で利用割合が高いなど、年齢層による違いがみられました。SNSに関しては、LINEは5～10%程度の区民が利用していましたが、X(旧Twitter)を利用している区民の割合は3%未満でした。また、情報提供媒体を「利用したことがない・見たことがない」と回答した区民の割合は、30代未満が約25%と高くなっていました。

全体への訴求効果の高い紙媒体やホームページでの情報発信に加え、SNSの内容の充実を検討するなど、情報発信の強化が重要と考えられます。

図 区からの情報提供でよく利用している媒体(複数回答)



※令和4(2022)年度 区民アンケート調査より

(5) 新たな資源回収のあり方の検討

ごみの減量を進めるためには、再生利用が可能であるにもかかわらず、ごみとして排出されている品目について、資源化を進めることが一つの有効な手段となっています。自主活動団体や民間事業者、エコライフめぐろ推進協会等との協働も視野に入れて、使用済み小型家電と小型充電式電池の回収体制の充実や、未利用食品・古着や古布の回収方法の検討等、資源化促進の取組が求められています。

(6) ごみ集積所のあり方と戸別収集の検討

高齢化や共働き世帯の増加、また、ごみ出しマナーの悪化などの社会状況の変化により、これまで維持されてきたごみ集積所の共同管理が困難となる事例が目立ってきています。

また、集積所の総数については、小規模分散化が進むことなどにより、平成25(2013)年度に比べて約1.2倍に増加しています。このような状況が拡大することについては、収集・運搬経費に大きな影響を与えるだけでなく、地域を見守るコミュニティ機能が低下する面も無視できません。

(7) 家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみの有料化については、前計画においても課題としていましたが、目黒区を含め、23区は未実施の状況にあります。国は、この家庭ごみの有料化を推進すべきとの基本的な方針を示しており、全国的に見ても市町村の約6割が実施している状況にあります。

家庭ごみの有料化は、区民のごみ問題に対する意識の向上を図るとともに、排出量に応じたより公平な負担を求めることにつながります。

一方、家庭ごみ有料化の課題としては、ごみの中間処理が23区共同処理であること、隣接区との越境ごみの問題や不法投棄問題、戸別収集による収集・運搬経費の増加などがあり、23区の理解と協調に基づく取組が欠かせません。

(8) 事業系ごみの適正処理促進

事業所の従事者数は1~4人が全体の56.9%を占め、これに5~9人を加えると全事業所数の78.0%に達しています。1事業所当たりの資源やごみの排出量が少ない小規模事業者は、一般廃棄物処理業者に個別に収集・処理を委託する場合と、有料ごみ処理券を使用して区の収集を利用している場合があります。区収集の際に、有料ごみ処理券を貼付せずに排出されているケースが見受けられます。

事業系ごみの適正な排出及び処理については事業者の責務であり、自己処理の原則に基づいて処理することとなっています。全ての事業者が適正な資源やごみの分別、排出を行うことを促す取組が必要です。

(9) 災害ごみへの対応

今後、高い確率で起こるとされている首都直下地震、台風・大雨による風水害が発生した際に、建物や家具などの倒壊、家屋の水没などによって発生したがれきごみや、避難所などで発生するし尿の処理が大きな問題となります。区は、区民の安全・安心の確保や速やかな災害復旧に向けて災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うため、令和4年3月に「目黒区災害廃棄物処理計画」を策定しました。災害発生という非常時に、この計画を有効に機能させるために、平常時からの取組を促進する仕組みづくりが求められています。

また、区の地域防災計画を踏まえ、23区、清掃一組、東京都の役割を明確化し、連携を図っていくことが求められています。

(10) 23区清掃事業の連携

特別区の廃棄物処理は、23区が収集・運搬の役割を担い、清掃一組が中間処理（清掃工場の管理運営）を行い、最終処分を東京都に委託して行うという役割分担になっています。

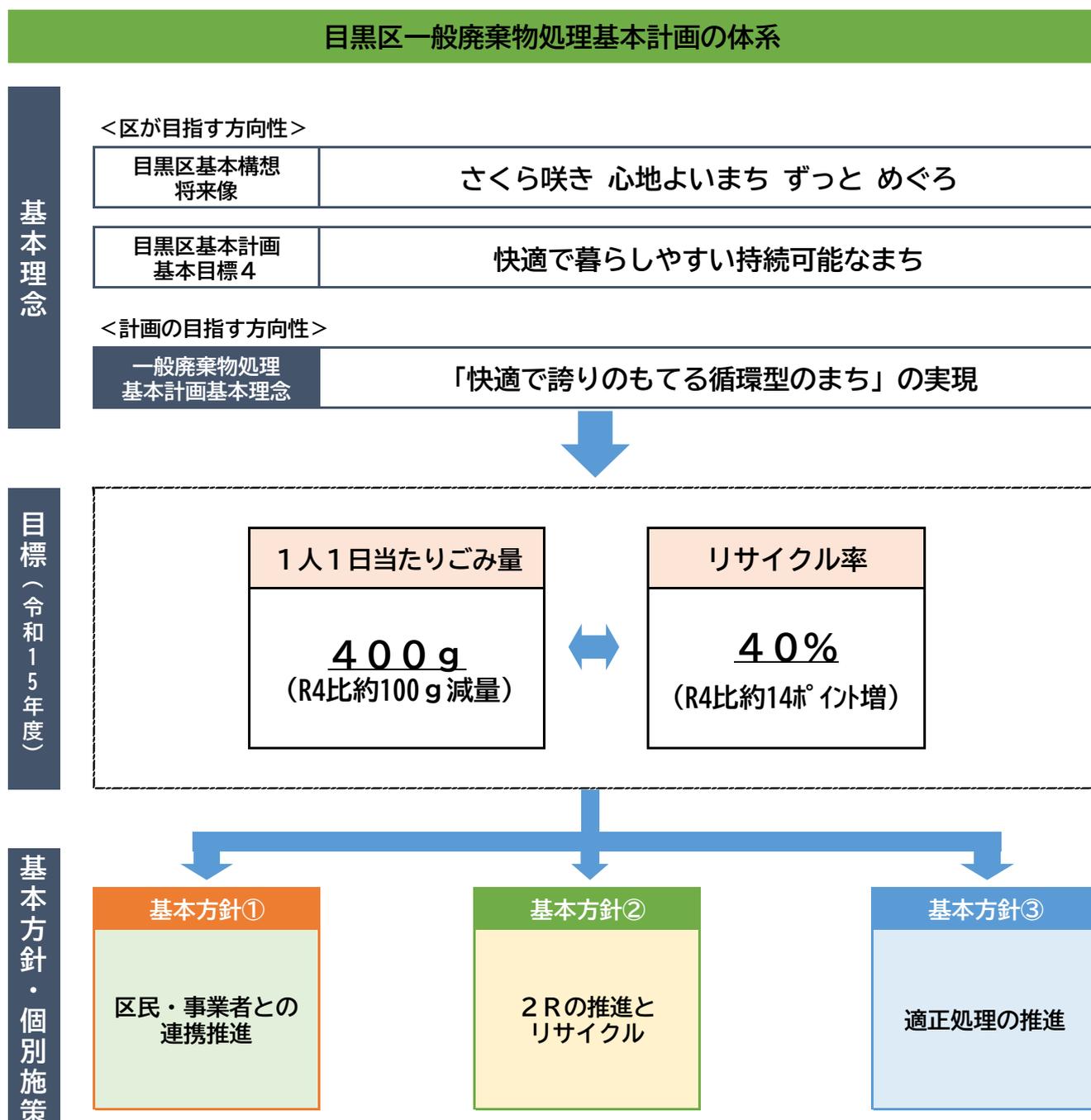
資源の回収品目については、各区の判断により実施しているところですが、ごみの減量やリサイクルを一層進めるためには、ごみの排出抑制に取り組む区に対する、財政的な支援などの取組を促進する仕組みづくりが求められています。

第3章 基本的な考え方と目標

令和4(2022)年3月に策定した目黒区基本計画は、目黒区基本構想に掲げるまちの将来像である「さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐる」を実現することを目的とし、目黒区基本計画では、基本目標4として「快適で暮らしやすい持続可能なまち」を掲げています。その補助計画である本計画の改定に当たり、前計画に引き続き、『快適で誇りのもてる循環型のまち』の実現」を計画の基本理念に位置づけました。

この基本理念を踏まえ、目標として「1人1日当たりごみ量」「リサイクル率」を設定し、目標を達成するための基本方針として「区民・事業者との連携推進」「2Rの推進とリサイクル」「適正処理の推進」を定め、それぞれに対応した施策体系としています。

図 本計画の体系



1 基本理念

「快適で誇りのもてる循環型のまち」の実現

前計画では、良好な地球環境を次世代に引き継ぐ、という誇りを持って、廃棄物の発生抑制に密接に関係する温室効果ガス排出量の削減や、エネルギー消費の抑制等の低炭素社会づくりを推進するとして、『快適で誇りのもてる循環型のまち』の実現を基本理念として掲げています。

その後のSDGsへの世界的な関心の高まりやカーボンニュートラルを目指す国の動向、区によるゼロカーボンシティ実現の表明は、前計画の基本理念と方向性が一致しています。

また、令和4(2022)年3月に策定した目黒区基本計画では、基本目標4として「快適で暮らしやすい持続可能なまち」を掲げており、これも現行計画の基本理念と合致しています。

以上より、前計画の基本理念である『快適で誇りのもてる循環型のまち』の実現を本計画の基本理念として引き継ぐこととします。

2 基本方針

基本方針1 区民・事業者との連携推進



「快適で誇りのもてる循環型のまち」を実現するためには、区民・事業者・区の各主体がそれぞれの役割を認識し、何をしたらよいのかを考え、具体的に行動に移す必要があります。その上で、各主体が個別に行動するのではなく、連携・協力していくことが求められます。

3Rを推進するためには、区民・事業者の主体的な取組が必要であり、区は区民・事業者が積極的に3Rに取り組めるように、必要な情報やメッセージを発信します。また、区民・事業者への一方的な情報提供ではなく、区民・事業者の意見を聴いて施策に反映させるなど、双方向のコミュニケーションを強化していきます。

区は、これらの取組を通じて、区民等の循環型社会に向けた理解と行動を促進する、いわばコーディネーターとしての役割を果たしていきます。

基本方針2 2Rの推進とリサイクル



循環型社会の実現に向けて最も優先されるべきことは、製造、販売、消費、廃棄という物のライフサイクルの中で、可能な限り上流部で対策を行い、不要なものを発生させないことです。そのため、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rのうち、不要なものを発生させないリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の2Rが重要です。

2Rに積極的に取り組んだ上で、不要なものとして発生してしまったものは、できる限りリサイクルを推進します。リサイクルは、回収したり、再び資源として利用したりする際に、資源やエネルギーを消費しますので、リサイクル施策を検討する際には、ごみ減量という視点だけではなく、温室効果ガスなどの他の環境負荷についても考慮していきます。ごみ減量に積極的に取り組んでいる他自治体を参考に、どのような取組を実施しているのかを調査し、目黒区のごみ減量施策に反映していきます。

基本方針3 適正処理の推進



3Rを推進した上で、さらにごみとして処理しなければならないものが残ります。これらについては、区民の生活環境に影響を及ぼさないように配慮しながら、適正に処理をしていきます。

ごみの収集については、街の美観を損なわないように速やかに収集します。高齢化社会が進展していく中で、ごみ出しの困難な世帯の増加が予想されることから、これらの世帯の支援について、これまで以上に配慮していきます。

ごみの中間処理については、排ガスや排水等による環境負荷を極力低減しながら、得られるエネルギーは積極的に活用して発電や区民施設への熱供給を行うことにより、環境負荷の低減を図ります。

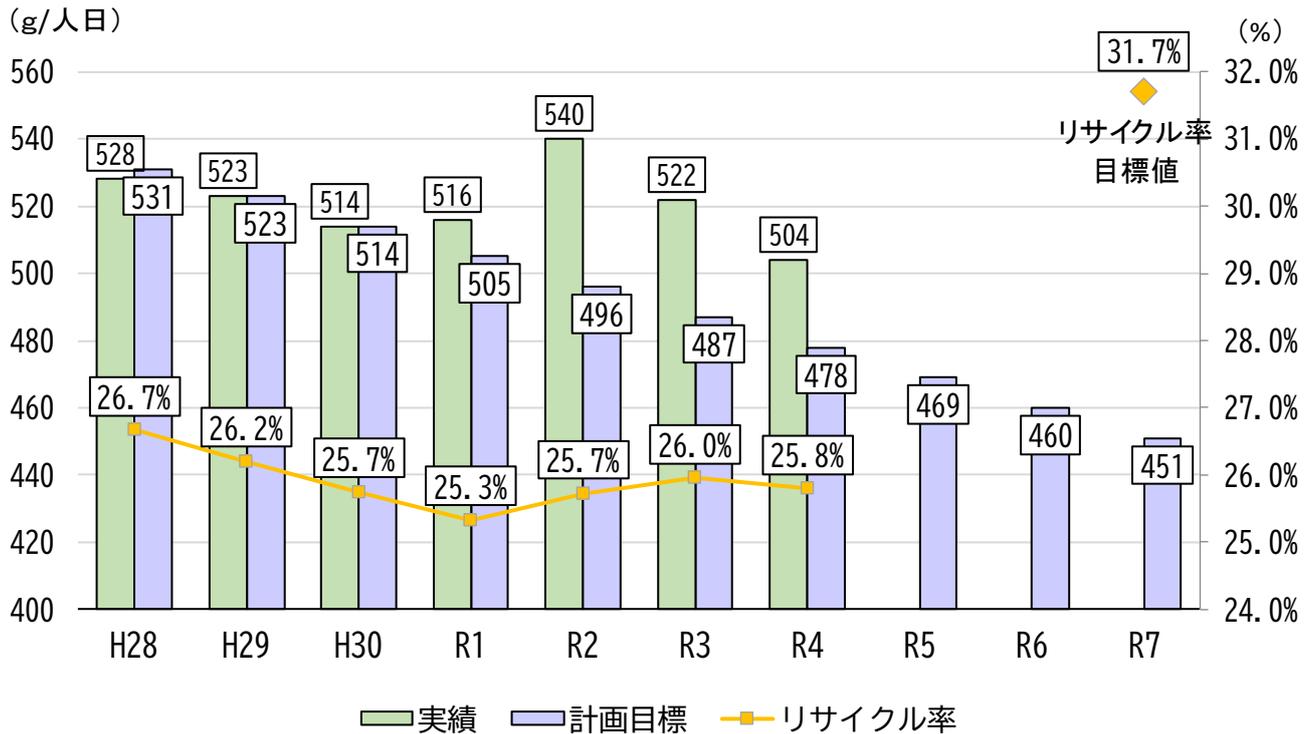
また、平常時のみならず災害時においても、区民が「安全・安心」に生活を継続していけるよう、災害時における廃棄物の処理体制を整備します。

3 計画目標

(1) 前計画の達成状況

前計画では、「1人1日当たりごみ量」「リサイクル率」を目標に進めてきました。区民1人1日当たりのごみ量は、平成28(2016)年度～平成30(2018)年度は減少傾向にあり、計画目標を達成していました。しかし、令和元(2019)年度からごみ量は増加に転じ、令和2(2020)年度には新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に増加しました。令和3(2021)年度にはごみ量は再び減少しましたが、計画目標を上回っており、目標を達成できていない状況です。リサイクル率も、平成28(2016)年度の26.7%からほぼ横ばいで推移しており、令和4(2022)年度は25.8%で、令和7(2025)年度の計画目標31.7%の達成は厳しい状況にあります。

図 実績と前計画の目標値の推移（1人1日当たりごみ量・リサイクル率）



※清掃リサイクル課資料

(2) ごみ量推計

①各年度の人口推計

令和4年度の目黒区の人口（実績値）及び「目黒区基本計画」（令和4（2022）年3月策定）の5年ごとの推計値から、あいだの年度を線形補完し、人口推計補完値を算定しました。さらに、人口推計補完値を元に、令和4(2022)年度を1とした各年度の係数を算定しました。

表 本計画に使用する人口

年度	人口実績値(人)	目黒区基本計画人口推計(人)	人口推計補完値(人)	令和4年度を1とした係数
R4	278,782		278,782	1.0000
R5			283,311	1.0162
R6			287,841	1.0325
R7			292,370	1.0487
R8			293,238	1.0519
R9			294,107	1.0550
R10			294,975	1.0581
R11			295,844	1.0612
R12			296,712	1.0643
R13			297,215	1.0661
R14		297,718	1.0679	
R15		298,222	1.0697	
R16		298,725	1.0715	
R17		299,228	299,228	1.0733

②現状施策で推移した資源・ごみ量の推計

令和 4(2022)年度の資源・ごみ量に、令和 4(2022)年度を 1 とした人口の係数を乗じて、各年度の資源・ごみ量を推計しました。

表 現状施策で推移した資源・ごみ量の推計

	ごみ・資源量(t/年)			区民1人1日当 たりのごみ量 (g/人日)	リサイクル率
	区収集ごみ量	資源量	合計		
R4	51,274	17,825	69,099	504	25.8%
R10	54,253	18,860	73,113	504	25.8%
R15	54,847	19,068	73,915	504	25.8%

③減量シナリオの設定

令和 15(2033)年度を目標として、次のような減量シナリオを設定しました。

表 減量シナリオ

番号	分別区分	品目	3R区分	内容	シナリオ
1	可燃ごみ	生ごみ	リデュース リユース	●食品ロスの廃棄抑制 ●水切り	●R6～R13まで均等に減量してR13までに10%減量 ●その後R15まで10%減量を維持
2	粗大ごみ	全体	リデュース リユース	●不用品譲り合いの促進	●R6～R13まで均等に減量してR13までに10%減量 ●その後R15まで10%減量を維持
3	可燃ごみ	古紙	リサイクル	●分別排出の向上	●R6～R13まで均等に減量してR13までに30%減量 ●その後R15まで30%減量を維持
4	可燃ごみ	ペットボトル	リサイクル	●分別排出の向上	
5	不燃ごみ	びん・缶	リサイクル	●分別排出の向上	
6	可燃ごみ	プラスチック製容器包装	リサイクル	●分別排出の向上	●R6～R13まで均等に減量してR13までに50%減量 ●その後R15まで50%減量を維持
7	可燃ごみ	製品プラスチック	リサイクル	●分別収集導入	
8	不燃ごみ	全体	リサイクル	●ピックアップ回収	●R6までに20%減量 ●R6～R13まで均等に減量してR13までに50%減量 ●その後R15まで50%減量を維持
9	粗大ごみ	全体	リサイクル	●ピックアップ回収	

○生ごみの発生抑制（番号1）

普及啓発活動等により、直接廃棄や食べ残しなどの食品ロスや調理くずなどの生ごみは、10%が減量すると仮定しました。

○不要品の譲り合い促進（番号2）

SNS等を活用し、粗大ごみの不要品の譲り合いを促進することにより、粗大ごみの10%がリユースされると仮定しました。

○リサイクルの推進（番号3～7）

可燃ごみに混入している古紙、ペットボトル、不燃ごみに混入しているびん・缶は、混入している量の30%がリサイクルされると仮定しました。

可燃ごみに混入しているプラスチックは、混入している量の50%がリサイクルされると仮定しました。

○ピックアップ回収（番号8・9）

不燃ごみ及び粗大ごみのピックアップ回収の拡充により、不燃ごみ、粗大ごみの50%がリサイクルされると仮定しました。

④目標資源・ごみ量

現状施策で推移した資源・ごみ量から減量シナリオで設定した各年度の減量効果を差し引いて、各年度の資源・ごみ量を推計しました。

令和15(2033)年度のごみ量の原単位は408gで、令和4(2022)年度の504gと比較して96g減量となります。

令和15(2033)年度のリサイクル率は38.6%で、令和4(2022)年度の25.8%から12.8%の増加となります。

表 目標資源・ごみ量

	ごみ・資源量(t/年)			区民1人1日当たりのごみ量 (g/人日)	リサイクル率
	区収集ごみ量	資源量	合計		
R4	51,274	17,825	69,099	504	25.8%
R10	47,433	24,682	72,115	441	34.2%
R15	44,408	27,892	72,300	408	38.6%

(3) 本計画の計画目標

前計画では、「1人1日当たりごみ量」「リサイクル率」を計画目標として設定しています。「1人1日当たりごみ量」については、3R全体の進捗を示す指標であり、「1人1日当たり100グラムのごみ減量」に向けた合言葉、「MGR100」が区民に浸透していると考えられます。「リサイクル率」については、リサイクルの進捗を示す指標であり、区の「基本計画」にも指標として設定しています。そのため、前計画を踏襲し、「1人1日当たりごみ量」「リサイクル率」を計画目標として設定します。

① 1人1日当たりごみ量

令和15(2033)年度の数値目標は、令和4(2022)年度比で約100g減の400g/人日とします。

② リサイクル率

令和15(2033)年度の数値目標は、40%とします。

表 計画目標

指標	目標	算出方法	取組イメージ
1人1日当たりごみ量	400g (対令和4年度比 約100g減量)	$\frac{\text{区収集ごみ量}}{\text{人口} \times \text{年間日数}}$	約100gの減量
リサイクル率	40% (対令和4年度比 約14ポイント増)	$\frac{\text{資源化量}^{\ast}}{\text{区収集ごみ量} + \text{資源化量}^{\ast}}$	リサイクル率を約40%に近づける

※資源化量には集団回収分を含みます。

第4章 個別施策

基本方針をもとに以下の施策を展開します。

1 区民・事業者との連携推進



- (1) PR・普及啓発の推進
- (2) 環境学習の機会の創出
- (3) 「めぐろ買い物ルール」の推進
- (4) 事業者・地域団体との連携

2 2Rの推進とリサイクル



- (1) 家庭ごみの減量
- (2) 事業系ごみの減量
- (3) 新たな資源回収
- (4) 食品ロスの削減
- (5) 家庭ごみ有料化の検討
- (6) 事業者負担の適正化

3 適正処理の推進



- (1) 家庭ごみの適正排出
- (2) 事業者への排出指導
- (3) 高齢者などへの訪問収集の充実
- (4) 戸別収集の検討
- (5) 効率的な事業運営
- (6) 小型充電式電池等の適正処理
- (7) 災害廃棄物の処理

1 区民・事業者との連携推進



(1) PR・普及啓発の推進

区には、年齢、家族構成、国籍、住居形態、居住年数など多様な区民が生活しており、すべての区民に「快適で誇りのもてる循環型のまち」を実現することへの理解を深め、行動してもらうことが大切です。そのために、区民の特性を踏まえた多様な方法での普及啓発を行っていきます。転入者や外国人居住者など、目黒区のごみ排出ルールを知らない方への普及啓発の充実を図るほか、区と区民とが双方向のコミュニケーションを行うための手法について検討します。

- 区民への周知効果が高い紙媒体やホームページの一層の活用
- LINE や X (旧 Twitter) などの SNS の内容を充実
- イベントを活用するなど、機会を捉えて区民と交流を図る
- 集合住宅の管理を行う事業者や管理人に対する普及啓発の充実

(2) 環境学習の機会の創出

区民や事業者が行うごみ減量の行動は、世界全体の「持続可能な開発目標 (SDGs)」にもつながっていることを、区民、特に次世代を担う子どもたちに伝えていくことが大切です。そして、子供への教育を通じて、家庭や地域の意識啓発を図っていきます。

- 児童を対象とする環境学習等の充実を通じた家庭での普及啓発
- 事業者や区民自身が講師として活動できるような仕組みの検討
- エコライフめぐろ推進協会と連携した誰もが学びたくなる場づくりの検討
- 排出した資源のリサイクル情報の公開によるリサイクルの動機付け

(3) 「めぐろ買い物ルール」の推進

「めぐろ買い物ルール」は、賢い買い物を区内に広めるための区民・事業者共通のルールであり、目黒区独自の先進的な取組です。「区民アンケート調査」では、めぐろ買い物ルール参加店について、「知らなかった、利用してみたい」と答えた区民の割合が約 60% と高く、普及啓発により買い物ルール参加店の利用者数の増加が期待できます。

「めぐろ買い物ルール」をより多くの市民・事業者に実践してもらうため、ルールの内容や広報の方法について検討します。

また、参加する事業所に対しては、ホームページでの紹介やステッカーの配付を行っていますが、参加する事業所や利用する区民に何らかのインセンティブを与えるような仕組みを検討していきます。

- より多くの区民や事業者の主体的行動を促すよう、ルール内容の見直し
- エコライフめぐろ推進協会や商店街、町会・自治会といった地域組織や自主活動団体による買い物ルール普及に向けた取組の支援
- 商店街組織等と連携した買い物ルール参加店拡大の推進

めぐろ買い物ルールを改定します！

平成18年3月に誕生した「めぐろ買い物ルール」は、ごみをつくり出さない賢い買い物（スマートショッピング）に区民・事業者・区が取り組む区内共有のルールです。

計画改定に伴い、基本理念である「環境にも財布にもやさしい、ムダのない賢い買い物」を継承し、現在の多様化した生活様式にも対応した内容に改定します。

新・めぐろ買い物ルール＜買い物する人ができること編＞

◆ルール1 『マイバッグ+マイ〇〇のすすめ』

- 買い物のお供にはマイバッグを！
- マイボトルも使ってみよう！
- 無意識に過剰包装をお店に要求していないか見直そう！
- 使い捨てのお箸やスプーン・フォークもマイカトラリーに切り替えよう！



◆ルール2 『必要な分だけ買おう！』

- 野菜や果物はバラ売りで食べきれる量を買おう！
- 惣菜などの量り売りも利用してみよう！



バラ売り



◆ルール3 『エコな商品を選ぼう！』

- 詰め替え商品を選ぼう！
- リサイクル素材でできたものを選ぼう！
- アップサイクル製品を選ぼう！
- レンタルサービスやサブスクリプションサービスをうまく利用しよう！



◆ルール4 『おいしく食べきろう！』

- 冷凍保存や真空保存などでおいしさを長持ちさせよう！
- 初めてのお店で注文するときは、1人前の量を事前に確認しよう！
- 大盛・小盛を上手に選ぼう！
- 「賞味期限」と「消費期限」の違いを知ろう！
- 「おつとめ品」「見切り品」「訳あり品」を上手に選ぼう！



賞味期限 消費期限

◆ルール5 『みんなで「長く」「繰り返し」使おう！』

- 繰り返し使えるものを選ぼう！
- 修理サービスを使ってみよう！
- 自分で物を所有しなくても便利なシェアサービスを使ってみよう！



新・めぐろ買い物ルール＜お店ができること編＞

◆ルール1 『マイバッグ+マイ〇〇のすすめ』

- 「レジ袋は必要ですか？」と声がけしよう！
- 過剰包装をしない・させない工夫をしよう！
- 使い捨てのお箸やスプーン・フォークも必要としている人にだけ提供できる工夫を！
- マイボトルやマイ容器で提供できるものを増やそう！



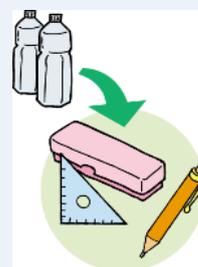
◆ルール2 『必要な分だけ買おう！』

- バラ売りや量り売りで提供できるものを増やそう！



◆ルール3 『エコな商品を選ぼう！』

- 詰め替え商品を推奨しよう！
- リサイクル素材の製品もPRしよう！
- アップサイクル製品を提供しよう！



◆ルール4 『おいしく食べきろう！』

- 大盛・小盛が選べるメニューを増やそう！
- フードシェアリングサービスを利用しよう！



大盛 or 小盛

◆ルール5 『みんなで「長く」「繰り返し」使おう！』

- 長く・繰り返し使える工夫をしよう！
- 気軽に修理の相談ができる工夫をしよう！



めぐろ買い物ルール参加店・食べきり協力店

めぐろ買い物ルールの取組を行っているお店を「めぐろ買い物ルール参加店」、そのうち食品ロス削減につながるルール2もしくはルール4に取り組むお店を「食べきり協力店」として登録し、その取組を目黒区の広報等で紹介することでルールの推進や区民への意識啓発を図ります。



(4) 事業者・地域団体との連携

区民・事業者が生活スタイルや事業活動を見直し、循環型社会に適合したものとなるよう、一体となった取組を進めていきます。

①地域団体等との連携推進

- 地域団体や自主活動団体、民間事業者、エコライフめぐろ推進協会等との連携強化による古着・古布などの資源化促進
- 地域団体等と連携した「めぐろ買い物ルール」の普及促進
- 地域団体との協働により、防鳥ネットの普及でごみ集積所の美化推進

②事業者との連携推進

- 不動産管理会社等による、テナントとして移転してくる事業所に対して、事業系有料ごみ処理券の貼付などのごみ出しルールを伝達していく仕組みの整備
- 不動産管理会社などと連携し、転入者に対する目黒区のごみ出しルールの周知
- 商店街や大型小売店舗と協調・連携し、容器包装の削減などごみの発生抑制に関する意見交換や具体的な取組の推進、「めぐろ買い物ルール」の普及の推進
- 粗大ごみのリユース・リペア事業の拡充

2 2Rの推進とリサイクル



(1) 家庭ごみの減量

第2章2(5)で述べたように、燃やすごみには資源として回収している品目が多く混入しており、正しい分別により、3割程度の減量の可能性があります。同様に、燃やさないごみについても、1割以上の減量の可能性があります。このため、ごみの減量についての意識啓発を図るとともに、正しい分別方法の普及啓発を徹底します。

- ごみに含まれているリサイクル品目の普及啓発の強化
- 粗大ごみのリユース・リペア事業の拡充
- 燃やさないごみから金属などの資源を選別するピックアップ回収の検討
- より多くの区民の協力を得られるよう、資源の公共施設での拠点回収や販売店での店頭回収の拡充について検討
- 生ごみの水切りなどの具体的取組の普及啓発による生ごみ減量
- 未利用食品の有効利用や食べ残しの削減などによる生ごみの発生抑制
- 雑がみの分別徹底による資源化やごみ減量の普及啓発

(2) 事業系ごみの減量

令和4(2022)年度に実施した事業系ごみ組成分析調査によると、燃やすごみの26.4%が資源で、このうち古紙が16.4%を占めます。事業系ごみの分別については、集積所での指導を強化していくなどの対策を講じます。

- 業種に応じた排出指導の強化
- 資源が混入しているごみの取扱いに対する取組の強化

(3) 新たな資源回収

今後、新たに資源化すべき品目とその回収方法についての検討をすすめる廃棄物の資源化を推進します。この際、エコライフめぐろ推進協会のほか、リサイクルに取り組む自主活動団体や民間企業などと連携し、費用対効果を考慮して効率的に施策を進めます。

- 燃やさないごみ・粗大ごみの更なる資源化の検討
- 古着・古布の更なる資源化の検討
- 資源化や分別に関する住民の意識の更なる向上
- 自主活動団体や民間事業者、エコライフめぐろ推進協会等との協働の検討
- ごみの排出抑制に取り組む区に対する財政的な支援などの積極的な利用

(4) 食品ロスの削減

詳細は第5章を参照ください。

(5) 家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみ有料化は、ごみ減量に大きな効果があることが、導入自治体の事例から明らかとなっています。また、ごみを減量する人としらない人の負担の公平が図られること、ごみ問題に対する区民の意識が向上するなどの効果もあります。

一方で、家庭ごみ有料化の課題として、不法投棄問題、戸別収集・運搬経費の増加などが挙げられます。

目黒区において、区民1人1日当たりのごみ量やリサイクル率の目標を達成するためには、大幅なごみ減量努力が必要であることから、家庭ごみ有料化の是非について検討し、家庭ごみ有料化の手法について研究していきます。

また、隣接区とのごみ処理制度の違いに起因する越境ごみの問題を考慮すると、家庭ごみ有料化は目黒区単独で対応するのではなく、23区一体となった取組が現実的であることから、他区との連携を強化し、情報共有を図りながら検討を進めていきます。

(6) 事業者負担の適正化

事業者が排出する資源・ごみは自らの責任で適正に処理することが求められます。定期的に廃棄物処理手数料の見直しを行い、事業者による適正な費用負担を確保するとともに、事業系一般廃棄物の更なる減量を促すことを目指していきます。

3 適正処理の推進



(1) 家庭ごみの適正排出

家庭ごみの適正排出を推進するには、普及啓発だけではなく、現場での支援が重要です。区では、日頃から「ふれあい指導」を実施し、集積所において区民とのコミュニケーションを図りながら、正しいごみの出し方を支援しています。このような集積所を活用した排出指導には、経費節減の効果だけでなく、地域住民同士の繋がりを深め、コミュニティ機能を醸成するという役割も期待できます。

○集積所でのごみの排出についての支援の強化

○転入者や外国人居住者等、対象者に応じた、ごみと資源の分け方・出し方の周知啓発の強化

(2) 事業者への排出指導

事業系ごみについては、排出者の自己処理責任が原則であり、事業系有料ごみ処理券の貼付、すなわち、適正な費用の負担を前提として、集積所に排出することを認めています。事業系ごみ組成分析調査及び事業所アンケート調査によると、事業系有料ごみ処理券を貼付せずに集積所にごみを排出する状況が見受けられました。

区は、事業所の業種や規模に応じて、有料である事業系ごみの排出方法について周知を徹底するとともに、不適正な排出を行う事業者への排出指導を強化していきます。

○中小規模事業者に対する、適正なごみ処理に向けた情報発信の強化

○「事業用大規模建築物における再利用計画書」に基づく立ち入り指導の強化

○ごみ減量に積極的に取り組む事業所を支援する施策の検討

(3) 高齢者などへの訪問収集の充実

一人暮らしの高齢者や障がい者など、ごみの排出が困難な方に対する支援として、ごみの訪問収集に取り組んでいるところですが、高齢化社会の進展により、対象者やごみ出しに伴う困難な事例がより増加することが見込まれます。これらの課題に対して適切に対応するための体制整備や方策を、関係所管と連携して取り組んでいきます。

(4) 戸別収集の検討

戸別収集は多大な経費を要するものの、ごみの責任の所在が明確になるため、分別の徹底や各戸に応じた丁寧な「ふれあい指導」が期待できます。一方、集積所がなくなることによって地域のつながりが得られる機会が減る等の問題があります。現在、区では戸別収集は高齢者や障がい者でごみ出しの困難な場合のみ対応しています。区内全域での戸別収集を含めた集積所のあり方について、コミュニティ機能への影響、必要となる経費、家庭ごみ有料化との連動などを整理・検討します。

(5) 効率的な事業運営

令和4(2022)年度の資源やごみの処理費用は年間約47億円に上り、区民1人当たり
に換算すると約1万7千円の経費となります。

現在、事業系ごみや家庭からの粗大ごみ、多量ごみ(一度に45ℓの袋5袋以上を排出
する場合)については、排出者が有料シール券を貼付して処理費用を一部負担していま
すが、その他の燃やすごみ、燃やさないごみについては、区の負担となっています。
なお、資源については、収集運搬や再資源化などで約11億円の経費が必要となってい
ます。

ごみの収集・運搬・処理などについて引き続き効率的な運営をめざします。

(6) 小型充電式電池等の適正処理

小型電子機器やモバイルバッテリーが普及しており、ごみとして捨てられるニカド
電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池が増加しています。これに伴って、ご
み収集車や処理施設での発火・火災が問題となっています。

小型充電式電池は、リサイクル協力店での回収と、区内10か所の回収ボックスを設
置して対応しています。今後も正しい排出方法や回収場所について周知していきます。

また、小型充電式電池は、拡大生産者責任に基づき、事業者が回収していることを分
かりやすく周知すると共に、製造者・輸入者・販売者等による適正な回収の義務化を国
や東京都に要望していきます。

(7) 災害廃棄物の処理

「目黒区災害廃棄物処理計画」に基づく演習等を実施するとともに、東京都や特別区
が実施する訓練に参加し、発災時に向けた連携を強化していきます。また、必要に応じ
て計画を見直すなど、有事への備えを万全にします。

第 5 章 食品ロス削減推進計画

1 計画の背景

食品ロスは、単に食品の無駄という身近な問題であるだけでなく、地球規模での気候変動や水問題、貧困や飢餓問題などに大きく関係しています。そのため、食品ロスの削減が、多面的な問題解決につながるという視点を持つことがとても大切です。

事業者、消費者、行政等が抱える課題や役割を理解し、各主体が一層連携して取り組んでいくことが必要です。

区は、食品ロス削減推進計画を定め、区民、事業者と連携・協力しながら、食品ロス削減を推進します。

2 食品ロスの現状と課題

(1) 食品ロスの発生状況

世界の人口は増え続けており、令和 32 (2050) 年には約 97 億人に達すると推計されています。このような中、途上国を中心に 8 億人以上の人々が飢えや栄養不良で苦しんでいるとされる一方、FAO (国際連合食糧農業機関) の報告書によると、世界の食料生産量の 3 分の 1 に当たる約 13 億 t もの食料が食品ロスとなり廃棄されています。

食品ロスの削減は、ごみ量や CO₂ 排出量の観点のみならず、世界の食糧問題における重要な課題です。今のままの状況が続くことは、人口増加により食料危機に拍車がかかり、貧困層の増加や国際的な紛争にもつながりかねません。

令和 3(2021)年度における日本の食品ロスは、年間で約 523 万 t(農林水産省推計)であったとされています。日本人 1 人当たりには換算すると年間約 41kg となり、毎日お茶碗一杯分のご飯を捨てているのと同様です。一方、令和元(2019)年に行われた国際連合世界食糧計画(国連 WFP)による世界で飢餓に苦しむ人々に向けた食料援助量は約 420 万 t であり、日本の年間食品ロスは世界全体の食糧援助量を上回っています。

(2) 国内外の動向

国際的には、持続可能な開発目標(SDGs)のターゲット 12.3 に「令和 12 (2030) 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の 1 人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」、ターゲット 12.5 に「令和 12 (2030) までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」ことが盛り込まれ、食料の損失・廃棄の削減の目標が設定され、食品ロス削減の機運が高まっています。

国では、家庭系食品ロス量については、「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成 30(2018)年 6 月閣議決定)において、平成 12(2000)年度比で令和 12(2030)年度までに半減させる目標を設定しています。事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」の基本方針において、同様の目標値が設定されています。また、令和元(2019)年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和 2(2020)年 3 月に、「食品ロスの削減に関する基本的な方針」

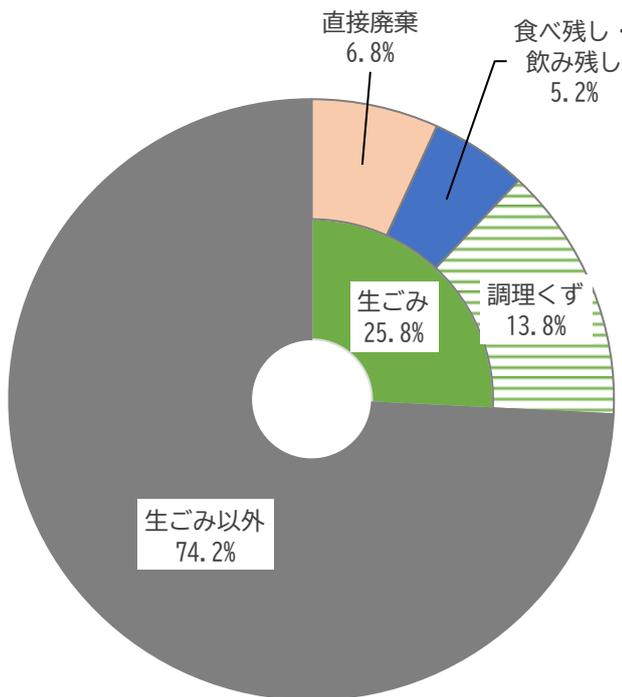
が閣議決定されました。「食品ロスの削減の推進に関する法律」では、都道府県・市町村は、食品ロス削減推進計画を策定することが努力目標とされています。

東京都では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を令和 3(2021)年 3 月に策定し、令和 12(2030)年度に向けた主要目標として、平成 12(2000)年度の食品ロス発生量 76 万 t を半減すると掲げています。また、食品ロスに関して考えるきっかけとなることを目的とした啓発冊子「東京食品ロス 0(ゼロ)アクション」、企業等の先駆的な対策事例を掲載した「食品ロス削減対策集」を作成し、普及啓発に努めています。さらに、CO₂排出実質ゼロへのビジョンと具体的な取組・ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」において、令和 32(2050)年の目指すべき姿として、食品ロス発生量の実質ゼロを掲げています。

(3) 目黒区の食品ロスの現状

令和 4(2022)年度に実施した家庭ごみ組成分析調査では、燃やすごみの中では、生ごみが最も多く 25.8%でした。内訳は、購入時の形態のまま廃棄する直接廃棄が 6.8%、食べ残し・飲み残しが 5.2%で、燃やすごみの 12.0%、生ごみの約半分が食品ロスでした。

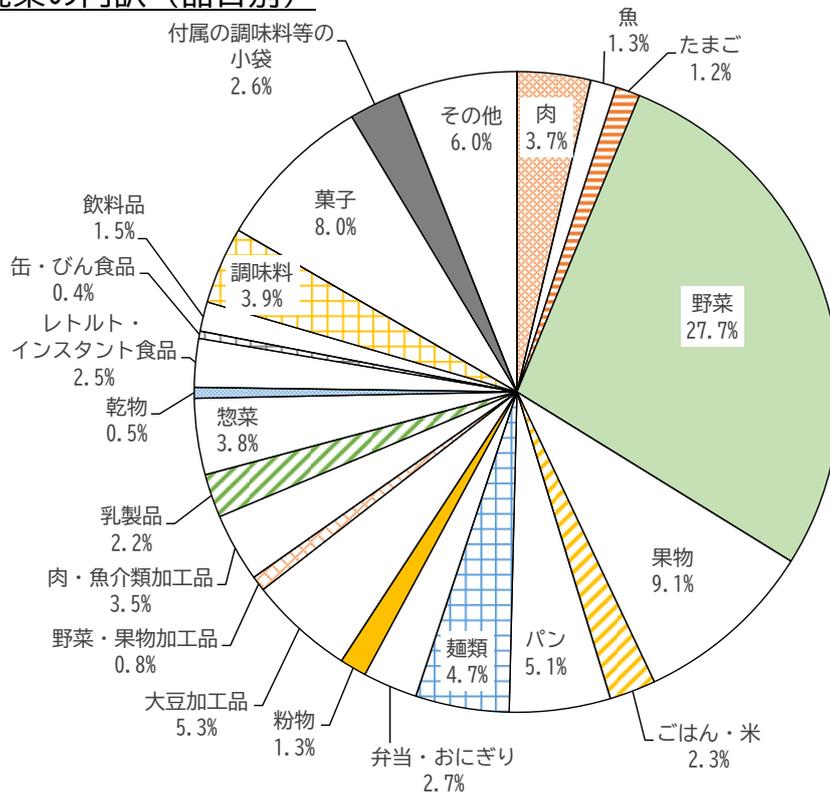
図 燃やすごみに占める生ごみの割合と内訳 写真 家庭ごみから排出された食品ロス



※令和 4(2022)家庭ごみ組成分析調査より

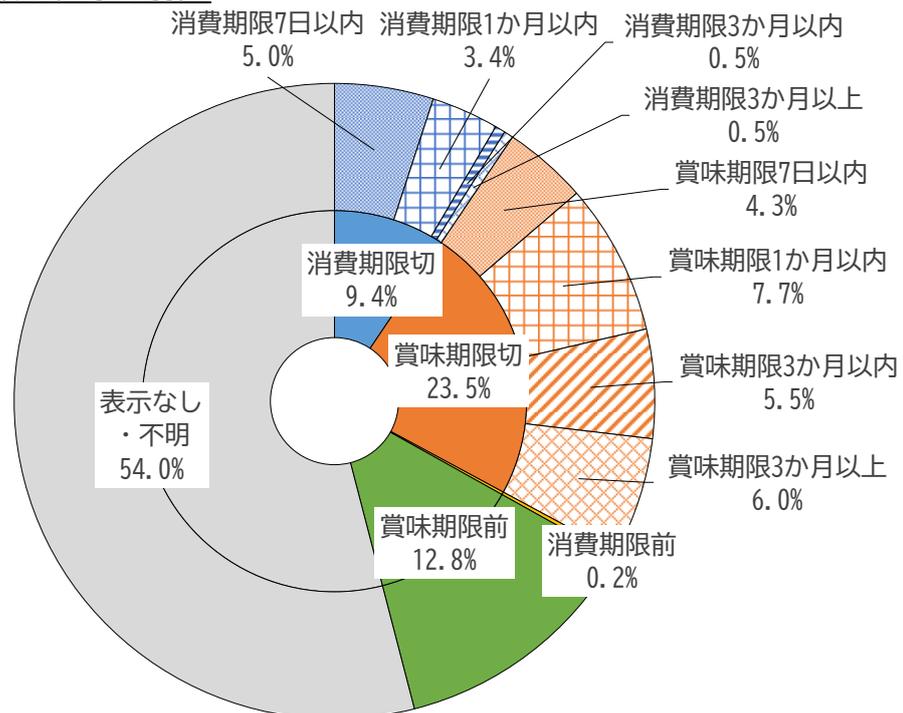
直接廃棄の内訳は、野菜、果物、肉、魚などの生鮮食品が約 4 割を占めていたほか、菓子やレトルト食品といった比較的長く保存ができる食品も約 1 割含まれていました。また、賞味期限前に直接廃棄された食品が 1 割以上ありました。食品の廃棄や食べ残しが環境に及ぼす影響についての意識を高めることが重要です。また、保存方法やレシピの工夫などにより食材を上手に食べきる取組の拡大が求められます。

図 直接廃棄の内訳（品目別）



※令和 4（2022）年度 家庭ごみ組成分析調査より

図 直接廃棄の内訳（廃棄時期別）



※令和 4（2022）年度 家庭ごみ組成分析調査より

3 基本理念

食品ロスを削減するためには、事業者、消費者、行政等の各主体が、課題や役割を理解し、一層連携して取り組んでいくことが必要です。食品ロスを減らす基本は、まずは食材を「使いきる」ことであり、そして作ったものや買ったものを「食べきる」ことです。この当たり前のことを、一人ひとりが実施することで食品ロスを減らすことができます。

4 進捗状況进行评估する指標

食品ロスを削減するためには、一人ひとりが意識を高め、自ら行動することが必要です。そのため、進捗状況进行评估する指標を、区民の食品ロス削減に関する認知度・取組等に関する項目とし、令和15(2033)年度における目標値を次のように設定します。

表 食品ロス削減の進捗状況进行评估する指標

質問	選択肢	令和4年度 (実績値)	令和15年度 (目標値)
1カ月の間に食品(食材)を捨てたことはありますか。	まったくなかった	21.1%	40.0%
食品ロスに関する意識	とても意識している	45.9%	60.0%
食品ロスを出さないために普段行っていることはありますか。	必要な分だけ買う	70.6%	85.0%
	飲食店では食べきれる量を注文する	52.0%	70.0%

※令和4(2022)年度区民アンケート調査より

5 個別施策

食品ロスを減らすためには、区民一人ひとりや個々の事業者の地道な取組が必要なことから、区民や事業者が食品ロスを減らすような行動を取るよう促していきます。

①啓発活動

- 区報・ホームページ・スマートフォンアプリ等多様な媒体を活用し、食品ロスに関する情報を発信します。
- 食品ロス強化月間などの機会を捉え、飲食店やスーパーと連携して食品ロス削減の意識啓発を行います。

②食品ロスに関する学習機会の提供

- 食品ロスに関するイベントや勉強会等を開催します。
- 区内小・中学校を対象に食品ロスの現状と課題などについての出前授業を行い、児童の意識啓発を行います。

③未利用食品を回収するフードドライブの実施支援

- 未利用食品を回収するフードドライブの実施を支援します。

④フードシェアリングアプリ等の活用

- スマートフォンの普及により、登録した区民へ売れ残り品の割引情報を発信するフードシェアリングアプリ等の活用が広がっています。事業者は商品を廃棄せずに販売でき、区民は低価格で購入できるため、双方にメリットのある有効な取組として、普及啓発を推進します。

⑤生ごみ減量の推進

- 生ごみの水切り、乾燥、堆肥化などの取組についての普及啓発を行い、生ごみ減量を推進します。

⑥区の事業者との連携

- 飲食店に「食べ残しが少なくなるようなメニューの工夫」や、「利用者が自己責任で食べ残しを持ち帰る環境の整備」など、食品ロス削減に向けた取組について情報発信するとともに、「食べきり協力店」への参加を働きかけます。
- 食品販売店に、売れ残りや規格外商品をフードバンクに提供すること、賞味期限・消費期限が近いものを工夫して販売することを働きかけます。

⑦先進的な取組の研究

- 他自治体や民間事業者の先進的取組を研究し、区の施策への反映を検討します。

6 区民・事業者の役割と行動

(1) 区民の役割と行動

①情報収集と学習

- 食品ロスの現状や課題に興味を持ち情報収集を進めます。
- 食品ロスを減らすメニューを学べる料理教室など、興味のある分野を通じて食品ロス対策を学びます。

②買い物・料理

- 買い物前に冷蔵庫の中身をチェックして、食材を二重に買ってしまうことを防ぎます。
- 「賞味期限」と「消費期限」の違いを意識して、食材を食べきるようにします。
- 食材は必要な分だけ購入する、食材を有効に利用する、食べる分だけ調理する、食べ残しをしない、生ごみは水切りをしてから捨てるなど、生ごみを減らします。
- 食材や食品は使い切ることを基本とし、どうしても難しい場合は、フードドライブやフードシェアリングアプリなどを活用します。
- 野菜などは調理方法を工夫し、できる限り無駄にしないようにします。

③外食時

- 食べられる量だけ注文し、残さず食べます。
- 料理が残ってしまった場合、飲食店に確認の上、自己責任の範囲で持ち帰ります。
- 宴会では「3010 運動※」を実践します。
※3010（さんまるいちまる）運動
宴会時などにおける食べ残しを減らすため、開始の30分、最後の10分は皆で料理をしっかり食べきる時間を設ける取組。

④食品保存

- 定期的に冷蔵庫内を確認します。
- 冷凍機能の活用などによる適切な保存を行い、食材を使い切るようにします。
- 災害時用食料の備蓄は、「ローリングストック(回転備蓄)法※」で行います。
※普段から少し多めに食材、加工品を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておく方法。

(2) 事業者の役割と行動

- 従業員が食事をする際に食べきる取組を促します。
- ご飯の小盛りや少人数用メニューを用意するなど、食べ残しが少なくなるようなメニューを工夫します。
- ドギーバッグ※を用意するなど、可能な限り利用者が自己責任で食べ残しを持ち帰る環境を整えます。
※飲食店などで、食べきれなかった料理を持ち帰るための容器。
- 飲食店や食品販売店は、調理くずを出さないように、調理方法などを工夫します。

- 食品販売店は、売れ残りや規格外商品をフードバンク※に引き渡します。
※企業や個人から食品の寄贈を受け、支援団体や施設を通じて生活に困った人に届ける取組。賞味期限内に捨てられる食品を減らし、困窮者に届ける意義があります。
- 宴会メニューなどは、利用者と相談して量を決めます。
- 宴会では「3010 運動」を働きかけます。
- ばら売りや量り売りなどの販売形態を採用します。
- 賞味期限・消費期限が近いものは、売れ残りが出ないように値下げするなど販売方法を工夫します。
- 予約購入制等を採用し、需要に応じた販売を行い、ロスが出ないように努めます。
- 生ごみの減量やリサイクルを推進します。

第6章 生活排水(し尿等)処理基本計画

1 現状

目黒区の下水道普及率は100%で、し尿を含む生活排水は、ほとんどが下水道で処理されており、残存する一般家庭のくみ取り便所のし尿は、基本的な住民サービスとして区が収集・運搬し、清掃一組が管理運営する施設で処理しています。令和5年7月末現在の収集戸数は2戸です。

またディスポーザー汚泥や浄化槽からの汚泥は、一般廃棄物収集・運搬業者が収集・運搬し、同じく清掃一組が管理運営する施設で処理しています。

2 基本方針

家庭系のし尿及び生活雑排水に関しては、公共下水道にて処理し、事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥、仮設便所のし尿等については、一般廃棄物処理業者による処理を行います。

- 事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥、仮設便所のし尿等については、引き続き事業者の自己処理責任の徹底を図ります。
- 浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び定期検査については、その徹底に努めるよう指導を行います。

3 処理の区分と流れ

表 し尿等の区分と処理の主体

区分		収集・運搬の主体		処理の主体	
家庭系	くみ取りし尿	目黒区	無料	清掃一組	無料
	浄化槽汚でい(※1)	一般廃棄物収集・運搬業者	有料		
事業系	し尿（仮設便所等）	一般廃棄物収集・運搬業者	有料	一般廃棄物処理業者	有料
	し尿混じりの ビルピット汚でい(※2)			一般廃棄物処理業者	
					清掃一組

※1 東京都下水道局に届出済みのディスプレイ排水処理システムから発生する汚泥を含みます。

※2 専ら居住用の建築物から排出されたものとして清掃事務所長が認めたものは、清掃一組が無料で受け入れています。

図 し尿等の処理の流れ

